

選挙の豆知識



呉市明るい選挙推進協議会
呉市選挙管理委員会

目 次

■原 則	1 選挙の3原則	1
	(1) 選挙平等の原則	1
	(2) 投票自由の原則	1
	(3) 選挙公正の原則	1
■選挙権及び選挙人名簿	2 選挙権と被選挙権	2
	3 選挙人名簿及び在外選挙人名簿	3
	(1) 選挙人名簿	3
	(2) 在外選挙人名簿	3
■選挙期日	4 選挙期日	5
■選挙区及び定数	5 選挙区と議員定数	7
	(1) 選挙区及び任期	7
	(2) 衆・参議院議員定数	8
	(3) 広島県議会議員選挙区割及び定数	10
	(4) 呉市議会議員定数	10
■投開票及び選挙会	6 投票	11
	(1) 当日における投票	11
	(2) 期日前投票	12
	(3) 不在者投票	13
	(4) 在外投票	17
	7 開票	18
	8 選挙会及び選挙分会	19
■立候補及び当選	9 立候補制度	20
	(1) 立候補の禁止及び制限	20
	(2) 立候補の届出の方法	20
	(3) 通称認定の申請	22
	(4) 届出の期間	22
	(5) 補充立候補の届出期間	23
	(6) 立候補の辞退	23
	(7) 供託	23
	(8) 実費弁償, 報酬の支給	24
	10 当選人の決定	28
	(1) 選挙会・選挙長による当選人の決定	28
	(2) 得票数による当選人の決定	28
	11 当選の効力等	32
	(1) 当選の告知及び告示等	32
	(2) 当選証書の付与	32
	(3) 異議の申出等	32
	(4) 選挙運動費用収支報告書	32
	(5) 供託物の返還	33
■選挙運動及び政治活動	12 選挙運動	34
	(1) 期間に関する規制	35
	(2) 選挙運動をする人の制限	35
	(3) 文書図画による選挙運動	36
	(4) 言論による選挙運動	43
	(5) その他の選挙運動の制限	46
	(6) 参議院名簿における優先的に当選人となるべき候補者の 選挙運動の制限	48
	13 政治活動	49
	(1) 平常時における政治活動の規制	49
	(2) 選挙時(選挙運動期間中)における政治活動の規制	50
	(3) 脱法文書の制限	51
	(4) 確認団体	52

	(5) 落選運動	55
■ 寄附の禁止等	14 寄附の禁止等	56
	(1) 寄附の定義	56
	(2) 寄附の禁止	57
	(3) あいさつ状等の禁止	63
■ 資 料	1 各種選挙の呉市における投票率の推移	64
	2 各種選挙における得票数に関する調	69
	3 議員等の任期満了日	78
■ 凡 例	憲…日本国憲法	
	法…公職選挙法	
	自…地方自治法	
	令…公職選挙法施行令	
	規則…公職選挙法施行規則	
	規…政治資金規正法	

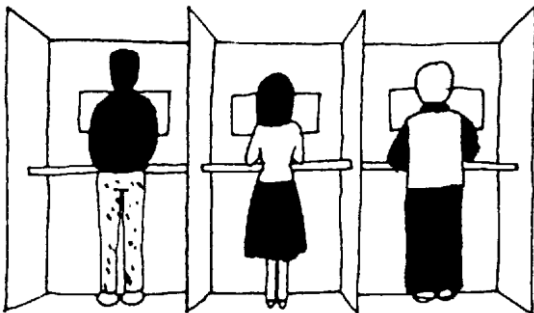
1 選挙の3原則

(1) 選挙平等の原則 (憲14条・15条, 法9条・36条)

選挙は、すべての国民が平等の立場で行わなければなりません。かつては、一定額以上の租税を納めた男性にのみ選挙権が与えられた時期もありましたが、今日では、経済的理由や性別で差別されることなく、年齢などの要件を満たせば、誰もが一人一票の選挙権を有し、また被選挙権を有します。



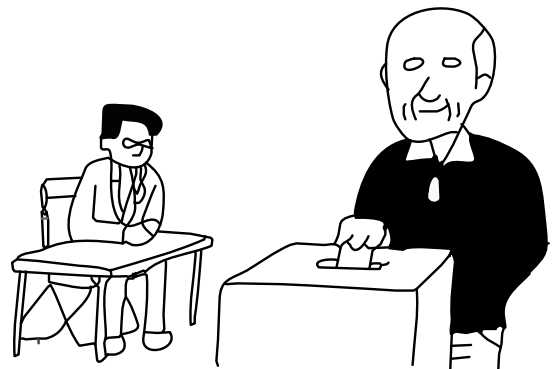
(2) 投票自由の原則 (憲15条, 法52条)



投票する人が、自分の意思を自由に、かつ正確にあらわすことは、選挙において最も大切なことです。誰にも指図や干渉をされることなく、自分の意思で選んだ人に自由に投票できるよう、投票の秘密を守るためのじゅうぶんな配慮がなされています。

(3) 選挙公正の原則 (法1条)

選挙の執行については、すべて公正な手続きで行われなければなりません。正確な事務処理、能率的な手続きによって、候補者や選挙人のすべてが納得できる管理執行がなされるよう、慎重な配慮がなされています。



2 選挙権と被選挙権

日本国憲法（以下「憲法」といいます。）が保障している国民の最も重要な参政権が選挙権です。

この選挙権を有する人を選挙人といい、公職選挙法（以下「法」といいます。）により選挙権年齢は満18歳以上とされています。

候補者となり、当選人となり得る権利を、被選挙権といいます。

禁錮以上の刑に処せられその執行を終わっていない人など、法で定められた欠格事項に該当する人には、選挙権、被選挙権ともありません。

〈選挙権〉

（憲15条，法9条）



満 1 8 歳 以 上
の 日 本 国 民

住所要件が必要

県知事・県議…県内の一の市町村に引き続き3か月以上住所を有していたことがあり、かつ、その後も引き続き県内に住所を有すること。

市長・市議…同一市に引き続き3か月以上住所を有すること。
※指定都市においては、区及び総合区を市とみなす。法第269条

投票

投票

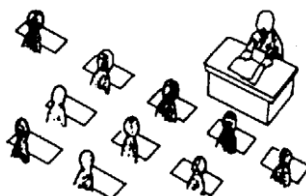
投票

〈被選挙権〉（憲44条，法10条）

衆議院議員（満25歳以上）
参議院議員（満30歳以上）



県議・市議（満25歳以上）
選挙権と同じ住所要件が必要



県知事（満30歳以上）
市長（満25歳以上）



3 選挙人名簿及び在外選挙人名簿

(1) 選挙人名簿（法 19 条～22 条・28 条・42 条）

選挙人名簿は、選挙権のある人を登録し、選挙のとき投票所において、照合して投票する資格があるかどうかを確認し、選挙の公正をはかる目的で作られる大切な名簿です。

選挙権があっても、この名簿に登録されていないと投票できません。

登録には、毎年 3 月、6 月、9 月、12 月（登録月）の 1 日現在で調査し、登録する「**定時登録**」と、選挙が行われるときに登録する「**選挙時登録**」があります。

ア 被登録資格 ○登録の基準となる日現在において、当該市町村の区域内に住所を有する年齢**満 18 歳**以上の日本国民で、住民票が作成された日（転入届出日）から、**引続き 3 か月以上**当該市町村の住民基本台帳に登録されている人でなければなりません。

○被登録資格を有する者が登録日直前に転出した場合には、旧住所地において登録されます。

イ 抹 消 ○選挙人名簿に登録されている人が、次に該当する場合は、直ちに名簿から抹消されます。

- ・死亡又は日本国籍を喪失したとき
- ・転出の表示をされた人が、当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日（転出の日）後 4 か月を経過したとき
- ・登録の際に登録されるべきでなかったとき

(2) 在外選挙人名簿（法 30 条の 2～30 条の 6・42 条）

外国にいても国政選挙に参加できます（P 17 参照）。現在住んでいる地域を管轄している在外公館（大使館や総領事館等）へ行き、在外選挙人名簿への登録を申請してください。また、出国前に申請することもできます（詳しくは、選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。）。

登録されると、投票時に必要な「在外選挙人証」が、所定の市町村選挙管理委員会から在外公館を通じて交付されます。

ア 在外選挙の対象となる選挙

衆議院議員及び参議院議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査

イ 選挙できる区域

登録された市町村の属する選挙区

ウ 登録資格

満18歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上住所を管轄する領事官（大使や総領事）の管轄区域内に住所を有すること。

4 選挙期日

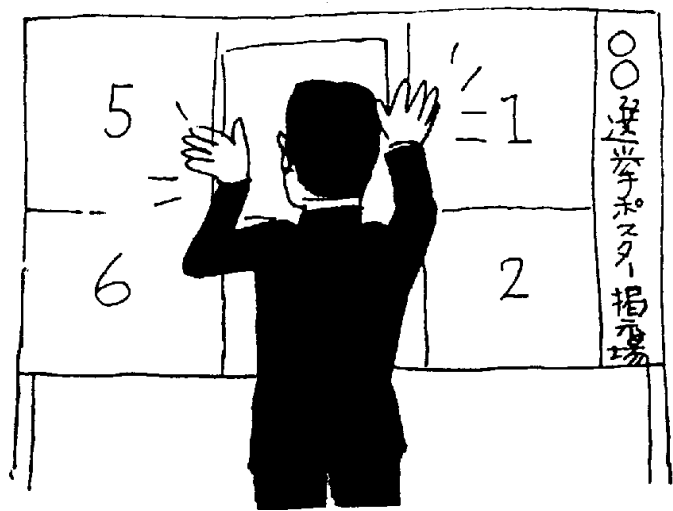
選挙を行うべき事由が生じると、まず決定されなければならないのは、その選挙の選挙期日（投票日）で、選挙を行うべき期間は、次表のとおりです。（法 31 条～34 条の 2）

選挙の種類 選挙事由	衆議院議員	参議院議員	都道府県 知事	都道府県 議会議員	市長	市議会議員
任期満了 日前	30日以内					
解散の日 から	40日以内	—		40日以内	—	40日以内
補欠・ 再選挙	40日以内		50日以内			
公・告示 の日	12日前	17日前	17日前	9日前	7日前 (指定都市は 14日前)	7日前 (指定都市は 9日前)

※指定都市とは地方自治法上の政令指定都市をいいます。

備考 呉市議会議員の補欠選挙について（法 34 条・111 条・113 条）

	補欠選挙を行う	補欠選挙を行わない
単 独 補 欠	欠員が定数の 1 / 6 超	選挙を行うべき事由（欠員が定数の 1 / 6 超） が、議員の任期が終わる前 6 か月以内に生じた とき 議員の数が定数の 2 / 3 に達しなくなったとき は、6 か月以内であっても行う。
便 乗 補 欠	欠員が定数の 1 / 6 以下で も呉市長の選挙が行われる とき	市長選挙の期日の告示の日前 10 日以内に、選管 が法 111 条 1 項 3 号の欠員通知を受けたとき 市長の任期が、議員の任期が終わる前 6 か月以 内に満了するとき



5 選挙区と議員定数

選挙は、一定の区域を単位として行われ、一つの選挙でこの単位が2以上ある場合、各々の区域を選挙区といいます。選挙区、定数及び任期については、次のとおりです。

※衆議院区割り改定（令和4年12月28日施行）を反映したものです。

（1）選挙区及び任期（憲45条・46条，自93条・140条，法12条～15条）

選挙の種類			選 挙 区	任期	
国 会 議 員 の 選 挙	衆 議 院 議 員	小選挙区選出	全国を通じて289選挙区 広島県内選挙区 第1区 広島市（中区・東区・南区）， 安芸郡（府中町・海田町・坂町） 第2区 広島市（西区・佐伯区），大竹市， 廿日市市 第3区 広島市（安佐南区・安佐北区・安 芸区），安芸高田市，山県郡 第4区 呉市，竹原市，東広島市，江田島 市，安芸郡（熊野町），豊田郡 第5区 三原市，尾道市，府中市，三次 市，庄原市，世羅郡，神石郡 第6区 福山市	4年	
		比例代表選出	全国を通じて11選挙区（広島県は中国選挙区）		
		参議院議員	選挙区選出	鳥取県・島根県で1選挙区，徳島県・高知県で1選 挙区，その他の都道府県単位で各1選挙区の全45 選挙区	6年
	比例代表選出		選挙区はなく全国が一つの選挙の単位		
	都道府県知事			選挙区はなく都道府県が一つの選挙の単位	4年
	都道府県議会議員			市・郡の区域（広島県は23選挙区）	
市長			選挙区はなく市が一つの選挙の単位		
市議会議員					

《任期の起算》

原則（法 256 条～259 条）

衆 議 院 議 員	総選挙の期日から起算 任期満了による総選挙が衆議院議員の任期満了の前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算
参 議 院 議 員	前の通常選挙による参議院議員の任期満了の日の翌日から起算 通常選挙が前の通常選挙による参議院議員の任期満了の日の翌日後に行われたときは、通常選挙の期日から起算
地 方 公 共 団 体 の 議 会 の 議 員	一般選挙の日から起算 任期満了による一般選挙が地方公共団体の議会の議員の任期満了の前に行われた場合において、前任の議員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の議員がすべてなくなったときはその日の翌日から、それぞれ起算
地方公共団体の長	選挙の日から起算 任期満了による選挙が地方公共団体の長の任期満了の前に行われた場合において、前任の長が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の長が欠けたときはその日の翌日から、それぞれ起算

特例（法 259 条の 2・260 条）

地方公共団体の 長 の 特 例	地方公共団体の長が任期満了を待たず退職を申し出た場合において、その退職の申出があったことによる選挙で、前任者が再び当選人となったときの任期は、従前の任期の残任期間
補欠議員の任期	衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員の補欠議員の任期は、それぞれその前任者の残任期間 地方公共団体の議会の議員の増員選挙により議員となった者の任期も、他の一般選挙により選出された議員の残任期間

（２）衆・参議院議員定数（憲 43 条，法 4 条・13 条・14 条）

・衆議院議員	小選挙区選出	289人	うち広島県	6人	
	比例代表選出	176人	うち中国選挙区	10人	
・参議院議員	選挙区選出	148人	うち広島県	4人	} 3年ごとに 半数改選
	比例代表選出	100人			

都道府県別議員定数（衆議（小選挙区選出）・参議（選挙区選出））

都道府県	衆議	参議	都道府県	衆議	参議
北海道	1 2	6	滋賀県	3	2
青森県	3	2	京都府	6	4
岩手県	3	2	大阪府	1 9	8
宮城県	5	2	兵庫県	1 2	6
秋田県	3	2	奈良県	3	2
山形県	3	2	和歌山県	2	2
福島県	4	2	鳥取県	2	2
茨城県	7	4	島根県	2	
栃木県	5	2	岡山県	4	2
群馬県	5	2	広島県	6	4
埼玉県	1 6	8	山口県	3	2
千葉県	1 4	6	徳島県	2	2
東京都	3 0	1 2	高知県	2	
神奈川県	2 0	8	香川県	3	2
新潟県	5	2	愛媛県	3	2
富山県	3	2	福岡県	1 1	6
石川県	3	2	佐賀県	2	2
福井県	2	2	長崎県	3	2
山梨県	2	2	熊本県	4	2
長野県	5	2	大分県	3	2
岐阜県	5	2	宮崎県	3	2
静岡県	8	4	鹿児島県	4	2
愛知県	1 6	8	沖縄県	4	2
三重県	4	2			

衆議（比例代表選出）議員定数

選挙区	都道府県	定数	選挙区	都道府県	定数
北海道	北海道	8	東 海	岐阜県・静岡県・愛知県・三重県	2 1
東 北	青森県・岩手県・宮城県・秋田県 山形県・福島県	1 2	近 畿	滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県 奈良県・和歌山県	2 8
北関東	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県	1 9	中 国	鳥取県・島根県・岡山県・広島県 山口県	1 0
南関東	千葉県・神奈川県・山梨県	2 3	四 国	徳島県・香川県・愛媛県・高知県	6
東京都	東京都	1 9	九 州	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県 大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県	2 0
北陸信越	新潟県・富山県・石川県・福井県 長野県	1 0			

(3) 広島県議会議員選挙区割及び定数 (自 90 条, 法 4 条・15 条, 県条例)

広島県議会議員定数 64 人

選 挙 区		定 数
広 島 市	中 区	3
〃	東 区	3
〃	南 区	3
〃	西 区	4
〃	安佐南区	5
〃	安佐北区	3
〃	安 芸 区	2
〃	佐 伯 区	3
呉 市		5
竹 原 市 ・ 豊 田 郡		1
三 原 市 ・ 世 羅 郡		3
尾 道 市		3
福 山 市		10
府 中 市 ・ 神 石 郡		1
三 次 市		1
庄 原 市		1
大 竹 市		1
東 広 島 市		4
廿 日 市		2
安 芸 高 田 市		1
江 田 島 市		1
安 芸 郡		3
山 県 郡		1
県 計		64

(4) 呉市議会議員定数 (自 91 条, 法 4 条・15 条, 市条例)

定数 30 人 (令和 6 年 7 月 5 日改正) 次の一般選挙から施行する

※ 令和 5 年選挙は, 定数 32 人

選挙区はなく市が一つの選挙の単位

6 投 票

(1) 当日における投票 (法 17 条・35 条～40 条・44 条～48 条)

法では、選挙の方法を投票により行うこととし、選挙の当日、自ら投票所に行き、投票しなければならないと規定し、投票は一人一票に限られています。

ただし、衆議院議員については、小選挙区選出議員、比例代表選出議員ごとに、参議院議員については、選挙区選出議員、比例代表選出議員ごとに一人一票と規定されています。

具体的なしくみ、方法については、次のとおりです。

- 投 票 区** …… 投票は、選挙手続きの混乱を避け、その公正な執行を期するため一定の区域を単位として行われ、選挙人が投票を行う単位区域を投票区といいます。呉市では 97 の投票区があります。
- 投 票 所** …… 選挙管理委員会が指定した、実際に投票を行うための施設を投票所といいます。呉市では、選挙人に対しいろいろな方法で棄権防止を呼びかけていますが、その方法の一つとして、選挙のつど「選挙のお知らせ」を世帯ごとに送付しています。それには、投票場所、投票時間などが書いてあります（この「選挙のお知らせ」が、届かなかつたり、紛失されたりしても、選挙人名簿に登録されていれば、該当の投票所の受付整理係に申し出ることで投票できます。）。
- 投 票 時 間** …… 午前 7 時から午後 8 時まで（特別な事情がある場合、変更される場合があります。呉市の場合、音戸支所区域（明德投票所を除く）・安浦支所区域は午後 7 時まで。倉橋支所区域・蒲刈支所区域・豊浜支所区域・豊支所区域は午後 6 時まで。なお、豊支所区域の三角投票所については、午前 8 時 30 分から午後 4 時まで。）
- 投票管理者** …… 選挙権を有する者の中から選挙管理委員会が選任し、投票所において投票事務全般を管理執行し、投票に関する手続のすべてにおいて最終的な決定権を持つ人をいいます。
- 投票立会人** …… 投票事務に参加しその執行が公正に行われるように立会う人をいいます。

（２）期日前投票（法 40 条・44 条・48 条の 2）

選挙人は、選挙の当日、自ら投票所に行き、選挙人名簿（抄本）の対照を経て投票しなければなりません。選挙の当日、次のいずれかの事由に該当すると見込まれる場合は期日前投票ができます。

＜事由＞

- ① 職務、業務、地域行事、冠婚葬祭等に従事すること
- ② 用務又は事故のためその属する投票区域外に滞在すること
- ③ 疾病、負傷、妊娠、老衰、身体の障害もしくは産褥^{じょく}にあるため歩行が困難であることなど
- ④ その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること（市長、市議会選挙の場合は該当しない）
- ⑤ 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること

ア 期日前投票のできる期間及び時間

期 間 … 選挙期日の公示又は告示の翌日から選挙期日の前日まで

時 間 … 午前 8 時 30 分から午後 8 時まで（選挙管理委員会の判断で、前後 2 時間の延長が可能）

呉市の場合

	本 庁	支 所
期 間	選挙期日の公示又は告示の翌日から選挙期日の前日まで	選挙期日の公示又は告示の翌日から選挙期日の前日まで（土日祝日を除く） ただし、選挙期日の前一週間は、原則として土日祝日も行う。
時 間	午前 8 時 30 分から午後 8 時まで （選挙期日前 3 日間は、午後 10 時まで）	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

イ 期日前投票の流れ

- ① 受付で宣誓書を受け取り、必要事項を記入する（事前に宣誓書を記入して持参すると、スムーズに進めます。）
- ② 宣誓書と選挙人名簿を照合し、本人であるかを確認する
- ③ 投票用紙を受け取る
- ④ 投票用紙に候補者（政党等の名称）を自書する
- ⑤ 投票箱に入れる

(3) 不在者投票 (法 49 条, 令 50 条)

不在者投票は、期日前投票と同様の事由により、当日投票できず、期日前投票所において投票できない場合や、選挙期日には選挙権を有するが、期日前投票の時点では18歳未満であったり、復権していない場合に行うことのできる事前の投票です。

(不在者投票用紙等請求書は、選挙が近づく頃に、市ホームページからダウンロードできるようにになります。)

次の場合などが該当します。

- ・ 指定施設 (病院等) における不在者投票 (次のアを参照)
- ・ 名簿登録地以外の市町村の選挙管理委員会における不在者投票 (P 13 イ参照)
- ・ 郵便等 (在宅) による不在者投票 (P 15 ウ・16 (ウ) 参照)
- ・ 国外における不在者投票
- ・ 洋上投票
- ・ 南極投票

※ 詳しくは、市選挙管理委員会へお問い合わせください。

ア 指定施設 (病院等) における不在者投票

(法 48 条の 2・49 条, 令 50 条・53 条・55 条・58 条)

都道府県の選挙管理委員会が指定する病院、介護老人保健施設、老人ホーム、保護施設、身体障害者支援施設等に入院中 (入所中) の方で、選挙期日に次のいずれか1つに該当する見込みのある方は、選挙の公示日又は告示日の翌日から選挙期日の前日までの間、その指定施設で不在者投票を行うことができます。

○入院又は入所中の方で、疾病、負傷、妊娠、老衰、身体の障害若しくは産褥にあたるため歩行が困難であること

○歩行が可能である方については、自分の登録されている選挙人名簿の属する投票区の区域外にある指定施設に入院又は入所中であること

投票用紙等の請求は、入院 (入所) している指定施設の長に請求を依頼する方法と名簿登録地の市区町村選挙管理委員会に自ら請求する方法とがあります。

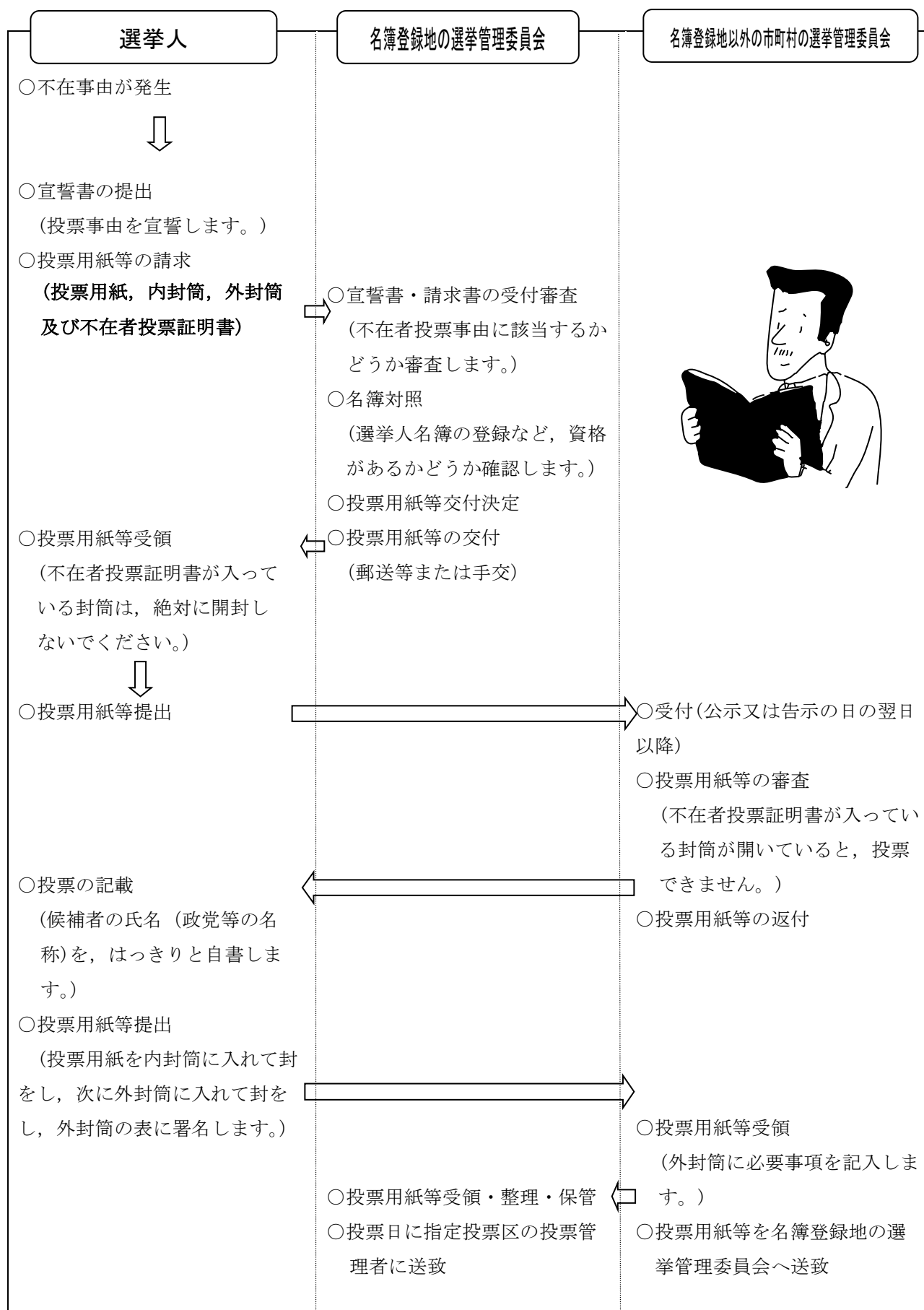
※不在者投票施設の指定等

不在者投票施設の指定を受けようとするときは、当該施設の所在する市町村の選挙管理委員会を経由して、都道府県選挙管理委員会に指定申請書を提出してください。

不在者投票施設の名称、所在地又は規模 (定員) に異動があったときは、速やかに市町村の選挙管理委員会を経由して、都道府県選挙管理委員会に異動報告書を提出してください。

イ 名簿登録地以外の市町村における不在者投票（手続の流れ）

（法 49 条，令 50 条・52 条・53 条・56 条・60 条・61 条）



ウ 郵便等（在宅）による不在者投票

(7) 対象者（法 49 条，令 59 条の 2～59 条の 3 の 3）

次表に該当し，自書できる人

	障害の部位	等級など	備 考
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1 級又は 2 級	身体障害者手帳所持者で左記の障害の程度が記載されている者 ※身体障害者手帳所持者で両下肢等の障害の程度がこれらに該当することを知事（呉市の場合は市長）が書面により証明した者
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1 級又は 3 級	
	免疫障害・肝臓	1 級から 3 級	
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症から第 2 項症	戦傷病者手帳に左記の事項が記載されている者 ※戦傷病者手帳所持者で両下肢等の障害の程度がこれらに該当することを知事が書面により証明した者
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症から第 3 項症	
介護保険被保険者証	要介護状態区分 要介護 5		被保険者証所持者で左記の要介護状態区分が記載されている者

上記に該当し，自書できない人で，次の条件に該当する人は，あらかじめ選管に届けた代理記載人による投票の対象となります。（要介護 5 は除く。）

障害の部位	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
上肢又は視覚の障害	1 級	特別項症から第 2 項症

(イ) 郵便等投票証明書の交付申請（法 49 条・令 59 条の 3～59 条の 3 の 3）

a 申請 (a) 「郵便等投票証明書交付申請書」により申請します。

申請書の氏名の欄は，必ず当該選挙人（代理記載人による投票を申請する者は代理記載人）の署名でなければなりません。

(b) 添付書類

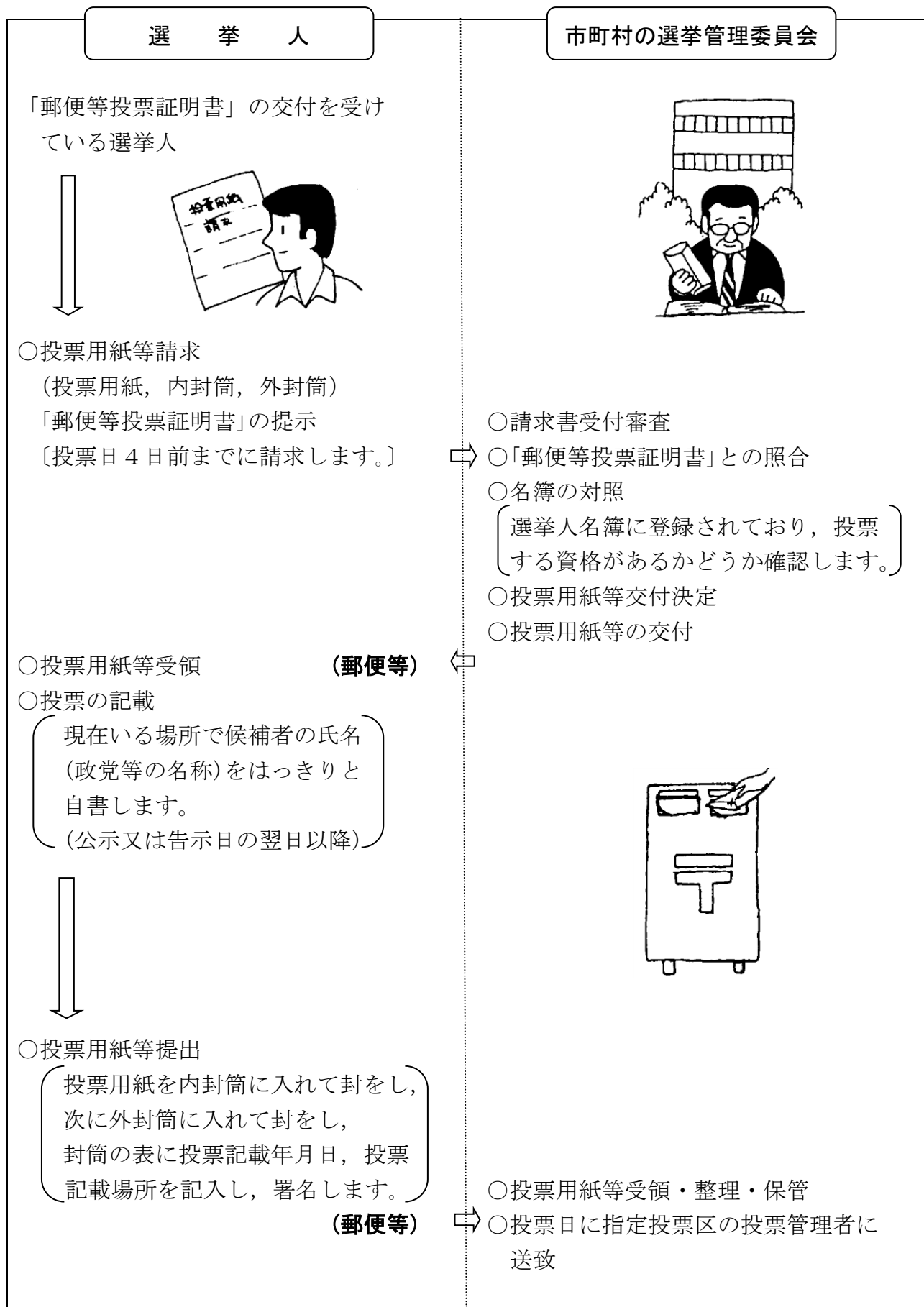
- ・身体障害者手帳・戦傷病者手帳・介護保険法による被保険者証
- ・代理記載人による投票を申請する（上肢又は視覚の障害）場合は，代理記載人となるべき者の届出（住所・氏名・生年月日・選挙権を有することの宣誓書・代理記載人となる同意書）

b 交付 申請者が法の規定に該当すると認めたときは，「郵便等投票証明書」を郵便等により交付します。

有効期間は 7 年間です。ただし，介護保険法による被保険者証の所持者は被保険者証に記載された有効期間の末日までとなります。

(ウ) 郵便等による不在者投票（手続の流れ）

（法 49 条， 令 59 条の 4・59 条の 5・59 条の 5 の 2・60 条・61 条）



(4) 在外投票（法 49 条の 2，最高裁判所裁判官国民審査法 8 条）

在外選挙人名簿に登録されている人は、次の方法により投票できます。

ア 投票できる選挙

衆議院議員選挙及び参議院議員選挙

最高裁判所裁判官国民審査

イ 投票の方法

(7) 在外公館投票（令 65 条の 3～65 条の 7）

在外公館等に出向いて、在外選挙人証と旅券等を提示して投票します。

※在外公館投票を行っていないところもありますので、お近くの在外公館等までお問い合わせください。

(イ) 郵便等投票（令 65 条の 11・65 条の 12）

日本国内の市区町村の選挙管理委員会に直接投票を郵送します。

※あらかじめ届出をすれば、住所以外の送付先（在留届の緊急連絡先に限る。）において投票用紙等を受領することができます。

(ウ) 日本国内における投票（令 65 条の 13）

一時帰国した場合や帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間、在外選挙人証を提示して国内の投票方法（選挙当日の投票，期日前投票，不在者投票）を利用して投票します。

※帰国後，国内に住民票が設定されてから 4 か月を経過した場合等には，在外選挙人名簿の登録は抹消されます。

7 開 票

開票は、投票所閉鎖後に各投票区の投票管理者から、投票箱、投票録などの送致を待って行われ、選挙人の行った投票を点検し、その有効無効を決定し、各候補者又は政党等の得票数を計算する手続です。(法 61 条～69 条)

○開票管理者が各投票所から送られてきた投票箱を開くときは、候補者、候補者届出政党又は名簿届出政党等の届け出た開票立会人が立ち会うことができます（10人以内。くじで定めます。）。

○投票箱を開いた後、投票者が特定されないように各投票箱の投票を十分混ぜることによって、秘密を保持します。これを混同開票といいます。

○開票管理者は投票を点検し、有効、無効を決定する際、開票立会人の意見を聴かなければなりません。

○選挙人は、開票を参観することができます。



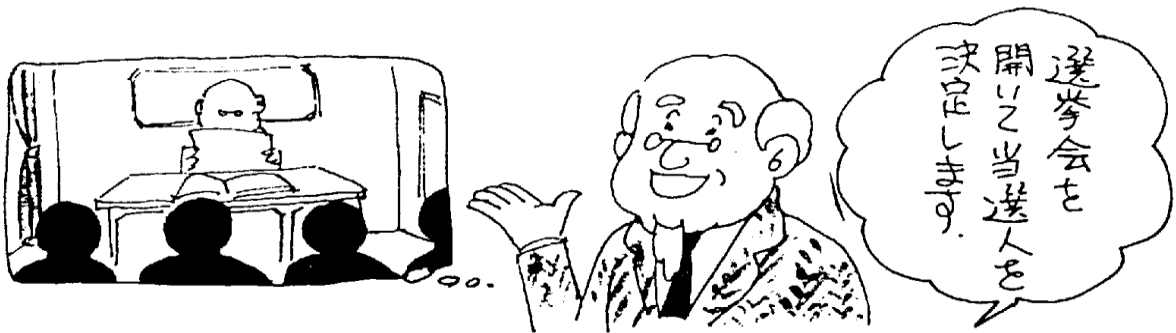
8 選挙会及び選挙分会

開票の結果を受け、当選人を決定する機関として各選挙ごとに選挙会が置かれます。また、衆・参議院比例代表選出議員の選挙においては、都道府県段階で各名簿届出政党等の得票数を中間集計する機関として、選挙分会が置かれます。(法 75 条～83 条)

○選挙会は、当該選挙区におけるすべての開票所で行われた投票の点検及びその確認の結果により、各候補者又は名簿届出政党等の得票数を計算して、当選人を決定します。

○選挙会又は選挙分会は、すべての開票管理者から開票結果の報告を受けた日又はその翌日に開かれ、衆・参議院比例代表選出議員の場合の選挙会は、すべての選挙分会長からの選挙録の写及び選挙分会の調査結果の報告を受けた日又はその翌日に開催されます。

○選挙人は、選挙会及び選挙分会を参観することができます。(法 82 条)



9 立候補制度

法は、被選挙権の要件をみたす人であれば、だれでも立候補をすることができますが、立候補の届出をした人、衆・参議院比例代表選出議員にあつては、名簿届出政党等の名簿に登載された人でなければ有効に立候補者及び当選人となることができないとする立候補制度をとっています。

(1) 立候補の禁止及び制限

ア 被選挙権のない者等の立候補の禁止（法 86 条の 8）

禁錮以上の刑に処せられその執行が終わっていない人及び選挙犯罪等により被選挙権を有しない人等は、立候補できません。

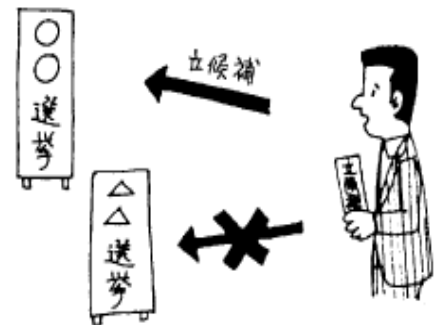
イ 重複立候補の禁止（法 87 条）

ある選挙に立候補し、届出が受理された人は、その選挙の選挙期日を過ぎるまでは、他の選挙に立候補することはできません。

※ 衆議院議員選挙の場合は、例外があります。

ウ 選挙事務関係者の立候補の制限（法 88 条）

投票管理者、開票管理者、選挙長及び選挙分会長は、在職中その関係区域内で当該選挙の候補者となることはできません。



エ 公務員の立候補の制限（法 89 条・90 条）

国又は地方公共団体の公務員は、一部の者を除き在職のまま立候補することはできません。もし、立候補した場合には、立候補と同時に公務員を辞したものとみなされます。

(2) 立候補の届出の方法

立候補の届出には次の方法がありますが、いずれの方法による場合でも、郵便によることなく、必ず文書（届出書）で、選挙長に届け出なければなりません。

ア 衆議院議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙以外の選挙の場合（法 86 条の 4）

(7) 本人届出（被選挙権を有する者自ら届け出る場合）

届出書に、候補者となるべき者の氏名、本籍、住所、生年月日、職業及び所属する政党その他の政治団体の名称等を記載しなければなりません。

（添付書類）

- ① 供託証明書 供託金額 （例） 呉市長 1 0 0 万円
呉市議会議員 3 0 万円

② 宣誓書（候補者となろうとする者が、「被選挙権があること及び他の選挙に立候補していないこと」を誓う旨の文書。地方議会議員選挙については、併せて「当該選挙の期日において住所要件を満たす者であると見込まれること」を誓う旨の文書。）

③ 所属党派（政治団体）証明書（政党その他の政治団体に所属する候補者として届け出る場合だけ必要）

④ 戸籍の謄本又は抄本

(イ) 推せん届出（選挙人名簿に登録された者が被選挙権を有する者の承認を得て届け出る場合）

前記(7)（本人届出）の他に、推せん届出者の氏名、住所及び生年月日の記載が必要です。また、添付書類についても前記①～④の他に、次の⑤と⑥が必要です。

- ⑤ 候補者推せん届出承諾書
⑥ 推せん届出者が選挙人名簿に登録されている旨の証明書

イ 衆議院小選挙区選出議員選挙の場合（法 86 条）

次の 3 種類の方法があります。

(7) 政党等による届出

政党その他の政治団体の名称、本部の所在地、代表者の氏名及び候補者の氏名等を記載し、届け出ます。

この場合、次のいずれかに該当しなければ届け出ることとはできません。

- ① 5 人以上の所属国会議員があること。
② 直近の国会議員選挙において全有効投票の 2 パーセント以上の得票を得た政党等であること。

(イ) 本人届出 前記 ア (7)と同様

(ウ) 推せん届出 前記 ア (イ)と同様

ウ 衆議院比例代表選出議員選挙の場合（法 86 条の 2）

政党その他の政治団体の名称，所属する者の氏名及び当選人となるべき順位を記載し届け出ます。この場合，前記イ(ア) ①，② のいずれかに該当するか，名簿登載者数が当該選挙区の定数の 20 パーセント以上（中国選挙区は 3 人以上）でなければ届け出ることはできません。

なお，前記イ(ア) ①，② に該当する政党等は，小選挙区選挙の届出候補者を，同時に行われる比例代表選挙（その小選挙区を含む選挙区の比例代表選挙）の名簿登載者とすることができます。この場合，重複立候補者については，全員又はその一部の順位を同一のものとするすることができます。

エ 参議院比例代表選出議員選挙の場合（法 86 条の 3）

政党その他の政治団体の名称，所属する者の氏名を記載し届け出ます。この場合，前記イ(ア) ①，②のいずれかに該当するか，又は 10 人以上所属の比例代表選出議員及び選挙区選出議員候補者を有しなければ届け出ることはできません。

（3）通称認定の申請（通称使用を希望する場合）

（令 88 条・88 条の 3・88 条の 5・89 条）

立候補届出書には，本名（※）で記載しなければなりませんが，通称（本名に代わるものとして広く通用しているもの）がある場合で，立候補の届出等の告示，投票所内の氏名等の掲示などに，本名に代えて通称が記載され又は使用されることを求める場合に，この申請書を立候補の届出書に添えてしなければなりません。また，本名を仮名書きする場合にも，通称認定申請書を提出し，認定を受ける必要があります。

※本名を記載した上であれば，旧姓を付記することは差し支えない。

通称認定を受けた場合，立候補の届出等の告示，新聞広告，政見放送，経歴放送，選挙公報，投票記載所の氏名等の掲示等に本名等に代えて通称名になります。

なお，選挙運動用ポスター，立札，看板等は，申請の有無にかかわらず通称名を使うかどうかは自由です。

（4）届出の期間（法 86 条～86 条の 4・270 条）

立候補の届出期間は，公示又は告示日 1 日間で，受付時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時までです。

（５）補充立候補の届出期間（法 86 条～86 条の 4）

立候補の届出期間内に届出のあった候補者が、その選挙における定数を超過している場合に、その届出期間を経過した後に当該候補者が死亡、又は候補者たることを辞したものとみなされたときは、次表に掲げる日までの間に、補充立候補を届け出ることができます。

選挙の種類	補充立候補届出期間
衆議院小選挙区選出議員 参議院選挙区選出議員	選挙の期日前 3 日まで
衆議院比例代表選出議員 参議院比例代表選出議員	選挙の期日前 10 日まで
都道府県知事 都道府県議会議員 市長・市議会議員	選挙の期日前 3 日まで

（注）期日前 3 日までとは、期日の前日を第 1 日として逆算し、3 日目に当たる日まででその日を含みます。

（６）立候補の辞退（法 86 条～86 条の 4・91 条）

いったん立候補した後に立候補を辞退できるのは、立候補又は補充立候補の届出期間中に限られ、文書で、選挙長に届け出なければなりません。また、立候補の後に立候補の制限を受ける公務員となったときは、辞退したものとみなされます。

なお、辞退をできる者等は、前記（２）において、本人届出及び推せん届出により立候補した場合は候補者本人で、その他の場合は、届出政党等です。

（７）供託（法 92 条～94 条）

立候補には、届出の際に現金又は国債証書を供託しておかなければなりません。

供託は、真に争う目的意思のない場合や売名目的による候補者の乱立、又は選挙公営を有利にするための立候補等を防止する制度です。

この供託は、選挙終了後供託者に返還されるのが原則ですが、その候補者の得票数が一定数（これを供託物没収点といいます。）に達しない場合には没収されることになります。

選挙の種類	供託金額	供託物没収点
衆議院小選挙区選出議員	300万円	有効投票総数×1/10
衆議院比例代表選出議員	名簿登載者数 ×600万円 (同時に小選挙区 の候補者の場合 300万円)	選挙区ごとに、(小選挙区の当選者数×300万円)+(当選者数×2×600万円)が供託金額に達しないとき、 供託金額－{(小選挙区の当選者数×300万円)+(当選者数×2×600万円)}を没収
参議院選挙区選出議員	300万円	(有効投票総数/議員定数)×1/8
参議院比例代表選出議員	名簿登載者数 ×600万円	政党等の当選人数×2が名簿登載者数に達しないとき、 (名簿登載者数－当選者数×2)×600万円を没収
都道府県知事	300万円	有効投票総数×1/10
都道府県議会議員	60万円	(有効投票総数/議員定数)×1/10
市長	100万円 (指定都市は 240万円)	有効投票総数×1/10
市議会議員	30万円 (指定都市は 50万円)	(有効投票総数/議員定数)×1/10

(8) 実費弁償、報酬の支給

「選挙運動員」は、当該選挙でもっぱら選挙運動を主に行う運動員で、応援弁士もこれに含まれます。しかし報酬を支払うことはできません。

一方、「事務員」、「車上運動員」、「手話通訳者」、「要約筆記者」及び「労務者」には報酬を支払うことは可能ですが、労務者以外は事前に選挙管理委員会への届出が必要となります(報酬が支給できる期間は、立候補の届出後、報酬を支給する者を、文書で、選挙管理委員会に届け出たときから選挙期日の前日までの間です。)

ア 「事務員」とは、選挙運動に関する事務に従事する者として使用するため雇い入れた者をいい、総括主宰者、出納責任者など選挙運動の中心的存在である者、親族等の特別信頼関係から選挙運動に関する事務に従事する者は含まれません。

- イ 「車上運動員」とは、例えば「うぐいす嬢」のように、専ら選挙運動用自動車（船舶）に乗り込んで連呼行為等の選挙運動をするため雇い入れた者をいい、必ずしも、女性に限りません。
- ウ 「手話通訳者」とは、選挙運動に従事する者のうち、例えば街頭演説の場所や個人演説会場において、専ら手話通訳を行うために雇い入れた者をいいます。
- エ 「要約筆記者」とは、専ら第142条の3第1項の規定によるウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布または第143条第1項の規定による選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために行う要約筆記（口述を要約して文書図画に表示することをいう。）を行うために雇い入れた者をいいます。
- オ 「労務者」とは、立候補準備行為及び選挙運動に付随して行う単純な機械的労務、例えば、指示されてする葉書の宛名書き及び発送、看板の運搬、決められた場所へのポスター貼り、自動車の運転などで、自らの労務の対価として報酬を得ることを目的とする行為をする者です。

報酬及び実費を支給できる者一覧

	報 酬	弁 当	弁 当 の 費 用 弁 償	交通費・宿泊費等の実費	茶 菓 料 弁 償 の 費 用 弁 償
1 事 務 員	○	○	○	○	○
2 車上運動員	○	○	○	○	○
3 手話通訳者	○	○	○	○	○
4 要約筆記者	○	○	○	○	○
5 選挙運動員	×	○	○	○	○
6 労 務 者	○	△	×	※○	×

- 注)1 1 から 4 は、報酬を支給するためには事前に届出が必要である。
 報酬を支給できる者の数は、1 日につき、一般市(呉市)の長 12 人、議員 9 人の範囲内。ただし、この期間を通じて、人数の 5 倍をこえない範囲（一般市（呉市）の長 60 人、議員 45 人）で異なる者を届け出ることができる。
- 2 1 から 5 の弁当の費用弁償には、数の制限はない。
- 3 △は、弁当を支給した場合には実費相当額を報酬から差し引く必要がある。
- 4 弁当は、選挙事務所で食べるか、あるいは携帯するために選挙事務所で提供されるものに限られているから、選挙運動員などを料理店、食堂などへ連れて行って提供することはできない。
- 5 提供できる弁当の数は、候補者 1 人当たり 15 人分（45 食）に、選挙期日の告示から投票日の前日までの日数を乗じて得た数の範囲内であり、この総数の範囲内であれば、どのように配分して提供してもさしつかえない（市長・市議 運動期間 7 日で、弁当総数 315 食）。
- 6 「※」労務者の宿泊料には、食事料を含まない。
- 7 ×は支給ができない。

実費弁償の支給(法 197 条の 2, 令 129 条)

「事務員」、「選挙運動員」、「車上運動員」、「手話通訳者」、「要約筆記者」及び「労務者」に対しては、それぞれ一定の実費弁償の支給が認められています。

実費弁償の支給にあたって注意すべきことは、「事務員」、「選挙運動員」、「車上運動員」、「手話通訳者」及び「要約筆記者」には弁当料、茶菓子料などの実費が支給できるのに対し、「労務者」には支給できません。このことから、「労務者」に弁当の提供をした場合には報酬からその金額を差し引く必要があり、また宿泊料についても 2 食の食事料を除いた宿泊料しか支給できません。

実費弁償は、あくまでも実費として支給されたものに対し、実費相当額が弁償されるものです。

したがって、鉄道の普通車両に乗車したのにグリーン料金を支給したり、昼食代が 850 円であったのに弁当料千円を支給したりすることは違反です。

選挙運動員等又は労務者に支給することができる報酬及び実費弁償一覧

区 分	報 酬	実 費 弁 償			
		鉄 道 賃 , 船 賃, 車賃	宿泊料	弁当料	茶菓料
選挙運動員	支給することができない。				
選挙運動のために使用する事務員, 車上運動員, 手話通訳者, 及び要約筆記者 ① 選挙ごとに人数が定められている。 ② あらかじめ, 氏名, 住所等を選挙管理委員会に届け出なければならない。	・1人1日につき事務員にあつては1万円以内 ・車上運動員, 手話通訳者及び要約筆記者にあつては1万5千円以内(超過勤務手当は支給することができない。)	① 鉄道賃＝鉄道旅行について路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額 ② 船賃＝水路旅行について路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額 ③ 車賃＝陸路旅行(鉄道旅行を除く。)について, 路程に応じた実費額	1夜につき1万2千円(食事料2食分を含む。)	・1食につき1千円 ・1日につき3千円 弁当を提供した場合は, この報酬額から提供した弁当の実費額を差し引いた額以内	1日につき500円
労 務 者	・1人1日につき1万円以内 ・超過勤務手当は, 上の額の5割以内 弁当を提供した場合は, この報酬額から提供した弁当の実費額を差し引いた額を支給する。		1夜につき1万円(食事料を含まない。)	支給することができない	支給することができない
(注) 1 表中の額は基準額で, 実際には選挙管理委員会がこの基準にしたがって定める。 2 実費弁償は, 実際にかかった額を超えて支給してはならない。例えば食事をしないのに弁当料を支給したり, 800円の食事をしたのに対し千円を支給するようなことは許されない。 3 労務者に対する茶菓料の実費弁償はできないが, 通常用いる程度の茶菓は提供することができる。					

10 当選人の決定

(1) 選挙会・選挙長による当選人の決定（法 95 条～95 条の 3・100 条）

○投票を行った場合 … 選挙長は選挙会を開き、選挙立会人立ち会いのうえ、各候補者又は名簿届出政党等の得票総数を調べて、次の一般原則により当選人を決定します。

○無投票の場合 … 候補者の数が選挙すべき定数を超えない場合に、選挙長は、選挙の期日から 5 日以内に選挙会を開いて、届出のあった候補者を当選人と決定します。

(2) 得票数による当選人の決定（法 95 条～95 条の 3）

ア 比例代表選出以外の場合

法においては、次の原則に従って当選人を決定します。

○比較多数得票主義 … 得票数の多い人から順次その選挙における定数に達するまでの人を当選人とします。

○同点抽せん主義 … 得票数が同数であるときは、選挙会において選挙長がくじで決定します。

○法定得票数主義 … 有効投票の最多数を得た候補者であっても、当選人となるためには、次表の一定数以上の得票があることが必要です。

法定得票数の計算例

選挙の種類	法定得票数
衆議院小選挙区選出議員	有効投票総数 $\times 1 / 6$ 以上の得票
参議院選挙区選出議員	$\left(\begin{array}{l} \text{有効投票総数} / \text{議員定数} \end{array} \right) \times 1 / 6 \text{ 以上の得票}$ （ただし、通常選挙と補欠選挙などが合併して行われる場合 $\left(\text{有効投票総数} / \text{選挙すべき議員の数} \right) \times 1 / 6 \text{ 以上の得票}$
都道府県知事・市長	有効投票総数 $\times 1 / 4$ 以上の得票
都道府県議会議員 市議会議員	$\left(\text{有効投票総数} / \text{議員定数} \right) \times 1 / 4 \text{ 以上の得票}$

イ 比例代表選出の場合

比例代表選出においては、衆議院・参議院ともドント式の票計算方式を用い、次の方法で当選人を決定します。

当選人の決定方法

選挙の種類	法定得票数
衆議院比例代表選出議員	①名簿届出政党等の得票数に基づき、ドント式により当選人の数を定める。 ②重複立候補者の小選挙区当選人を除き、当選人となるべき順位により当選人を定める。 ③同一順位の重複立候補者の当選人となるべき順位は惜敗率の大きいものから順次定める。 惜敗率 = 候補者の得票数 / 当該小選挙区の最多得票数
参議院比例代表選出議員	①衆議院比例代表選出議員の①に同じ ②優先的に当選人となるべき候補者があるときは、その者を③の上位とし、名簿記載の順位より当選人を定める。 ③名簿登載者間における当選人となるべき順位は、その得票数の最も多い者から順次定める。

参議院比例代表選出における特定枠

特定枠とは、政党その他の政治団体（政党等）は、候補者とする者のうちの一部の者について、優先的に当選人となるべき候補者として、その氏名及びそれらの者間における当選人となるべき順位をその他の候補者とする者の氏名と区分して名簿に記載することができる。

○候補者の間における当選順位	【当選順位のイメージ（特定枠Z人）】		
特定枠の候補者があるときは・・・ ・特定枠に記載されている候補者を上位とし、名簿記載の順位のとおりに当選人とする。 ・その他の名簿登載者について、その得票数の最も多い者から順次に定める。	<table border="1"> <tr> <td> 第1位 候補者X 第2位 候補者Y : 第Z+1位 候補者B 第Z+2位 候補者A : </td> <td> 特定枠記載者を名簿記載の順位のとおり に当選人とする 特定枠以外の者について得票数の最も多い順 </td> </tr> </table>	第1位 候補者X 第2位 候補者Y : 第Z+1位 候補者B 第Z+2位 候補者A :	特定枠記載者を名簿記載の順位のとおり に当選人とする 特定枠以外の者について得票数の最も多い順
第1位 候補者X 第2位 候補者Y : 第Z+1位 候補者B 第Z+2位 候補者A :	特定枠記載者を名簿記載の順位のとおり に当選人とする 特定枠以外の者について得票数の最も多い順		

ドント式計算例

名簿届出政党等名		A 党	B 党	C 党	D 党
名簿登載者数		6 人	5 人	4 人	3 人
得票 数		10,000 票	8,000 票	7,300 票	3,500 票
除 数	1	① 10,000	② 8,000	③ 7,300	⑦ 3,500
	2	④ 5,000	⑤ 4,000	⑥ 3,650	1,750
	3	⑧ 3,333	⑨ 2,666	2,433	1,166
	4	⑩ 2,500	2,000	1,825	
	5	2,000	1,600		
	6	1,666			
当 選 人 数		4 人	3 人	2 人	1 人

(計算方法) ※当選人数を10人とした場合

- 各党の得票数を1, 2, 3, 4, ……で順に除します。
- 各党の商を比較して、その大きいものから順次定数に達するまで(①～⑩)議席を配分します。

重複立候補の例

ある政党は、小選挙区選挙に届け出た候補者のうち、A, B, Cの3人を比例代表選挙の名簿にも登載しました(重複立候補)。

比例代表選挙の当選人となるべき順位は、第1位を甲とし、重複立候補者のA, B, Cを同一順位の第2位とし、第5位を乙としました。

選挙の結果、小選挙区選挙ではAが当選、B, Cは落選しました。落選したB, Cのそれぞれの小選挙区における得票数の最多得票者の得票数に対する割合(いわゆる惜敗率)はBが80%, Cが90%でした。

比例代表選挙では、この政党は2議席を獲得しました。

候補者(小選挙区)

小選挙区名	氏名	当・落
…選挙区	・ A	当
…選挙区	B	落惜敗率 80%
…選挙区	C	落惜敗率 90%
	・	

名簿による届出候補者(比例代表選挙)

届出時の順位	氏名	当選順位
1	甲	①
2	A	—
2	B 惜敗率 80%	3
2	C 惜敗率 90%	②
5	乙	4

このような例の場合，この政党の比例代表選挙の当選人は，次のように決定されます。

- ① まず，名簿登載順位第1位の甲が当選人となります。
- ② 名簿には第2位に同順位としてA，B，Cの3人が登載されていますが，小選挙区選挙で当選したAは，小選挙区の当選が優先され比例代表選挙の名簿には登載されていないものとみなされますので，第2位はB，Cのみとなります。
- ③ 次にいわゆる惜敗率によりB，Cの当選人となるべき順位を決めます。惜敗率はBが80%，Cが90%ですから，当選人となるべき順位はCが第2位，Bが第3位となります。
- ④ この政党は2議席を獲得しましたので，Cがもう1人の当選人となります。

11 当選の効力等

(1) 当選の告知及び告示等（法 101 条～108 条，自 92 条の 2・142 条）

選挙会において当選人が定まった場合は，選挙長は直ちに，当該選挙を管理する選挙管理委員会又は中央選挙管理会に当選人の住所，氏名及び得票数等を報告します。

その報告を受けた選挙管理委員会は，直ちに当選人に当選の旨を知らせ，かつ，衆議院議員比例代表選出議員と参議院議員比例代表選出議員の選挙を除く選挙の場合は，当選人の住所，氏名を告示します。

当選の効力は，この告示があった日から生じることとなっています。

なお，当選人が兼職できない地位にある場合は，当選の告知を受けた日にその職を辞したものとみなされるほか，地方自治法の規定により地方公共団体との請負関係を有しなくなった旨の届出をしない場合は，当選人の資格を失います。

(2) 当選証書の付与（法 102 条・105 条）

当選の効力が生じたときは，当該選挙を管理する選挙管理委員会又は中央選挙管理会は，直ちに当選人に当選証書を付与しなければなりません。

(3) 異議の申出等（法 202 条～210 条）

選挙の結果に疑義がある場合，当該選挙の選挙人や候補者は，訴訟によって選挙や当選の効果を争うことができますが，地方公共団体の選挙では，裁判の提起の前に，必ず異議の申出や審査の申立てを経なければならないこととなっています。

したがって，市町村の選挙の場合は，当該市町村選挙管理委員会に対して，選挙の日もしくは当選人等の告示の日から 14 日以内に異議の申出をし，その決定に不服がある場合は，当該都道府県選挙管理委員会に対して，決定書の交付の日もしくは決定書の要旨の告示の日から 21 日以内に審査の申立てをし，その裁決に不服がある場合に，当該市町村選挙管理委員会を管轄する高等裁判所に対して，都道府県選挙管理委員会を被告とし，裁決書の交付の日もしくは裁決書の要旨の告示の日から 30 日以内に訴訟を提起することとなります。

(4) 選挙運動費用収支報告書（法 189 条・191 条・192 条）

出納責任者は，選挙の期日から 15 日以内に選挙運動費用収支報告書を作成して，当該選挙を管理する選挙管理委員会又は中央選挙管理会に提出しなければなりません。

この報告書を受理した選挙管理委員会又は中央選挙管理会は、この報告書の要旨を公表するとともに、報告書を3年間保存し、閲覧に供することとなっています。

(5) 供託物の返還（法 93 条，令 93 条・93 条の 2）

選挙のために行った供託について、法の規定に基づき没収されない供託物は返還されます。

その時期は、選挙に関する争訟が提起できる期間が経過するか、又は、争訟の処理が終了し、選挙又は当選の効力が確定した後となります。

参考

当選御礼の挨拶制限（法 178 条）

当選（又は落選）の挨拶として、次に掲げる行為をすることはできません。

ア 選挙人に対して、戸別訪問をすること。

イ 自筆の信書及び当選（又は落選）に関する祝辞（見舞）等の答礼のためにする信書並びにインターネット等を利用する方法により頒布される文書図画を除くほか、文書図画を頒布すること。選挙人からもらった祝辞（祝電）等に対する返信であれば、自筆でなくとも（つまり印刷でも）よい。なお、文書図画の掲示は、いっさい認められない。

ウ 新聞紙又は雑誌を利用（つまり広告）すること。新聞紙又は雑誌が当選人の抱負等を記事として掲載することは、差し支えない。

エ 放送設備（ラジオ，テレビ及び広告放送等の有線電気通信設備等）を利用して放送すること。

オ 当選祝賀会その他の集会を開催すること。

カ 自動車を連ね、又は隊を組んで往来する等、氣勢を張る行為をすること。

キ 当選したお礼に、当選人の氏名や政党その他の政治団体の名称を言い歩くこと。

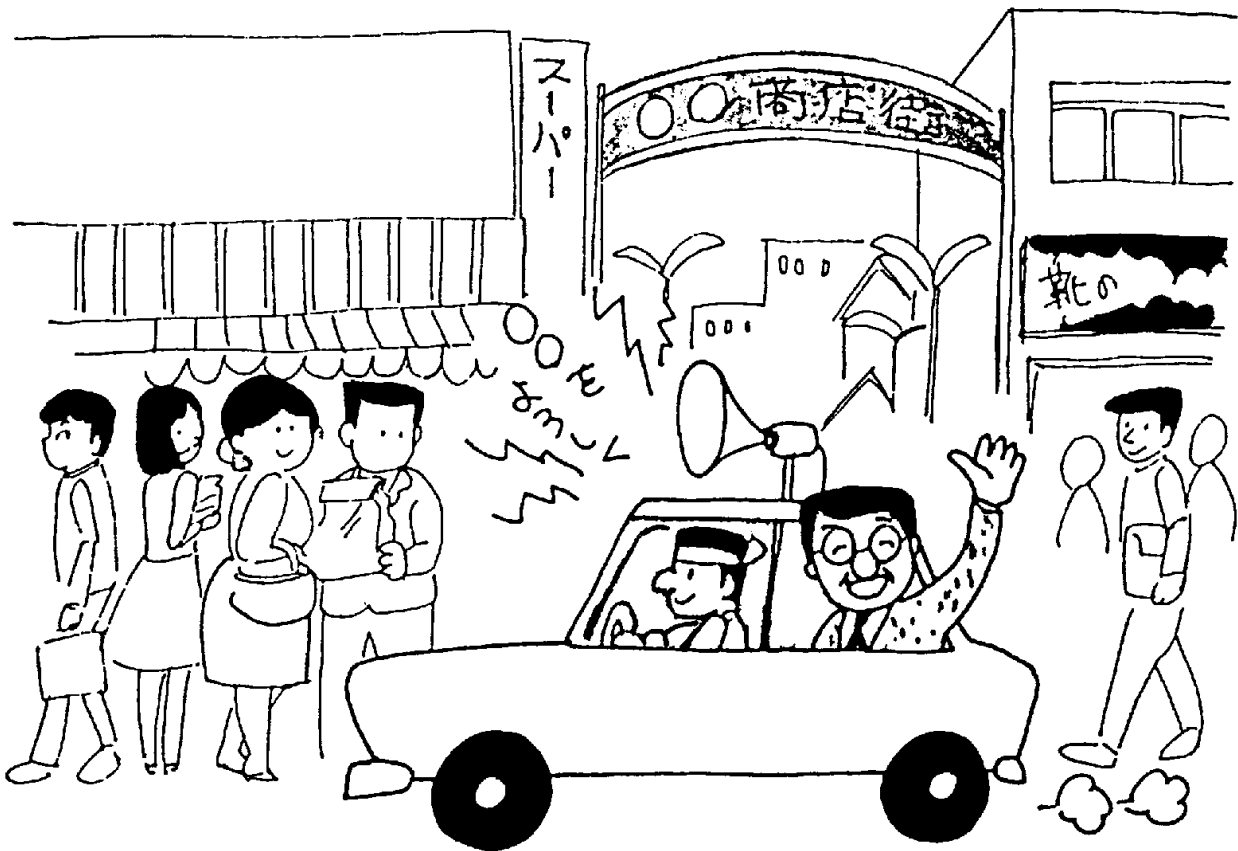
※「信書」とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」をいいます。

12 選挙運動

選挙運動とは、特に法文上では明記されていませんが、「特定の選挙において、特定の候補者の当選を目的として投票を得、又は得させるために選挙人に働きかける行為」といわれています。

法では、選挙の公正を確保するため選挙運動の時期、主体、方法について一定のルールを設け、そのルールに従って選挙運動が行われるよう規制しています。

※優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者については、参議院名簿登載者としての選挙運動である選挙事務所の設置、自動車等の使用、文書図画の頒布及び掲示、個人演説会並びに街頭演説は認められません。ただし、電子メールを利用する方法による文書図画の頒布は、参議院名簿届出政党等の文書図画の頒布とみなして、することができます。



(1) 期間に関する規制 (法 129 条)

選挙運動ができる期間は、立候補の届出（衆・参議院比例代表選出議員選挙の場合は名簿による立候補の届出）を済ませたときから選挙期日の前日までです。したがって、立候補届が受理されるまでは、事前運動として禁止されています。ここで禁止されているのは選挙運動であって、選挙に関係があっても、立候補の準備行為、選挙運動の準備行為等は、それらの行為に名を借りた選挙運動でない限り、自由にできます。

(2) 選挙運動をする人の制限

ア 特定の職による制限 (法 135 条・136 条)

次の人々は、その在職中、選挙運動をすることができません。

- ・選挙事務関係者（投票管理者、開票管理者等）
- ・特定公務員（選挙管理委員会の委員及び職員、裁判官、検察官、会計検査官、公安委員会委員、警察官、収税官吏及び徴税吏員等）

イ その他の公務員

国家公務員は国家公務員法により、地方公務員は地方公務員法により、特定の政治活動、選挙運動などが制限されています。

ウ 地位利用の禁止 (法 136 条の2・137 条)

公務員は、一般職か特別職かを問わず、すべてその地位を利用して選挙運動をすること（選挙運動類似行為を含む。）が禁止されています。

なお、教育者（※）は、児童、生徒等に対する教育上の地位を利用して、選挙運動をすることが禁止されています。

※教育者とは、学校教育法に規定する学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）及び幼保連携型認定こども園の長及び教員をいう。公立の学校はもとより、私立の学校の長及び教員も含まれる。

エ その他 (法 137 条の2・137 条の3)

18歳未満の者や、選挙犯罪等により選挙権、被選挙権を停止された者も選挙運動はできません。（ただし、選挙運動のための労務に使用することは差し支えない。）

(3) 文書図画による選挙運動

文書図画とは、人の視覚に訴えて選挙運動の効果を期待するもので、文字、若しくはこれに代わるべき符号又は象形を用いて、物体の上に多少とも永続的に記載された意識の表示をいいます。

ア 文書図画の頒布

選挙運動のために使用する文書図画は、次に掲げる（ア）から（カ）のほかは、頒布することができません。

(7) 選挙運動用通常葉書（法 142 条，令 109 条の 5）

一般の通常葉書と同様のものですが、必ず「**選挙用**」の表示を受け、発送は選挙運動用葉書使用証明書に選挙郵便物差出票を添え、郵便局の窓口差し出さなければなりません。（ポストに直接投函したり、自分で配達したりしてはいけません。）

なお、郵送料は基本的に無料ですが、枚数については、次のような制限があります。

選挙の種類	候補者 1 人についての制限枚数
衆議院小選挙区選出議員	35,000 枚 $\left(\begin{array}{l} \text{候補者届出政党は、有料で候補者を届け出た都道府県} \\ \text{ごとに、20,000 枚に当該都道府県における届出} \\ \text{候補者の数を乗じて得た数} \end{array} \right)$
参議院比例代表選出議員	参議院名簿登載者 1 人につき 150,000 枚
参議院選挙区選出議員 都道府県知事	(1) 当該都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数が 1 である場合 35,000 枚 (2) 上の選挙区数が、1 を超える場合その 1 を増すごとに、2,500 枚を 35,000 枚に加えた数 (広島県の場合は 47,500 枚)
都道府県議会議員	8,000 枚
市長	呉市の場合は 8,000 枚 (指定都市 35,000 枚)
議会議員	呉市の場合は 2,000 枚 (指定都市 4,000 枚)

※衆議院区割り改定（令和 4 年 1 月 28 日施行）を反映したものです。

(イ) 選挙運動用ビラ（法 142 条，令 109 条の 6）

衆議院議員，参議院議員，都道府県知事，都道府県議会議員，市区町村長及び市区町村議会議員の選挙において頒布できます。

頒布の方法は、次に掲げる方法に限られます。

- ・新聞折込みによる頒布
- ・選挙事務所内における頒布
- ・個人演説会場内における頒布
- ・街頭演説（午前８時から午後８時まで）の場所における頒布

選挙運動用ビラの作成に当たっては、次のような制限があります。

区分 選挙の種類	種類	規格制限	記載条件	証紙	制限枚数
衆議院 小選挙区 選出議員	２種類 〔候補者届 出政党は 制限なし〕	29.7×21 ^{センチ} 〔候補者 届出政党 42×29.7 ^{センチ} 〕	頒布責任者・印刷者 の住所・氏名 〔候補者届出政党は 上記＋届出政党名〕	県選管 交 付	7 万 枚 〔候補者届出政党は 4 万枚×当該都道府県 における候補者数〕
衆議院 比例代表 選出議員	２種類	制限なし	頒布責任者・印刷者 の住所・氏名・政党 名・法定ビラの旨の 表示	証紙なし	制限なし
参議院 選 挙 区 選出議員	２種類	29.7×21 ^{センチ}	頒布責任者・印刷者 の住所・氏名	県選管 交 付	(1) 当該都道府県の区域内の衆議院小選 挙区の数が１である場合 10 万枚 (2) 上の選挙区が１を超える場合その１を 増すごとに、1 万 5 千枚を 10 万枚に加 えた数（その数が 30 万枚を超える場合 には、30 万枚） (広島県の場合は 17 万 5 千枚)
参議院 比例代表 選出議員	２種類	29.7×21 ^{センチ}	頒布責任者・印刷者 の住所・氏名・政党 名・法定ビラの旨の 表示	中央選挙 管 理 会 交 付	参議院名簿登載者 1 人につき 25 万枚
都道府県 知 事	２種類	29.7×21 ^{センチ}	頒布責任者・印刷者 の住所・氏名	県選管 交 付	(1) 当該都道府県の区域内の衆議院小選 挙区の数が１である場合 10 万枚 (2) 上の選挙区が１を超える場合その１を 増すごとに、1 万 5 千枚を 10 万枚に加 えた数（その数が 30 万枚を超える場合 には、30 万枚） (広島県の場合は 17 万 5 千枚)
都道府県 議会議員	２種類	29.7×21 ^{センチ}	頒布責任者・印刷者 の住所・氏名	県選管 交 付	1 万 6 千枚
市 長	２種類	29.7×21 ^{センチ}	頒布責任者・印刷者 の住所・氏名	市選管 交 付	呉市の場合は 1 万 6 千枚 (指定都市の長の選挙 7 万枚)
市 議 会 議 員	２種類	29.7×21 ^{センチ}	頒布責任者・印刷者 の住所・氏名	市選管 交 付	呉市の場合は 4 千枚 (指定都市の場合は 8 千枚)

※衆議院区割り改定（令和４年１２月２８日施行）を反映したものです。

(ウ) 新聞広告（法 149 条，規則 19 条）

新聞を利用して行う選挙運動は新聞広告だけに限られ，掲載場所は記事下で，その寸法は横 9. 6 センチメートル，縦 2 段組以内で，色刷は認められません。

広告を掲載した新聞の頒布は販売業者が通常の方法である場合に限られます。また，回数については，次のような制限があります。

選挙の種類	制 限 回 数
衆議院小選挙区 選出議員	5 回 候補者届出政党は，届出候補者の数に応じ公職選挙法施行規則により寸法及び回数が定められている。
衆議院比例代表 選出議員 参議院比例代表 選出議員	名簿届出政党等は，名簿登載者の数に応じ公職選挙法施行規則により寸法及び回数が定められている。
参議院選挙区 選出議員	5 回
都道府県知事	4 回
その他の選挙	2 回

(エ) 選挙公報（法 167 条～172 条の 2）

（発 行）

選挙ごとに 1 回発行され，衆議院小選挙区選出議員，参議院選挙区選出議員，都道府県知事，都道府県議会議員の選挙においては都道府県の選挙管理委員会が，市長，市議会議員の選挙においては市の選挙管理委員会が発行し，候補者の氏名，経歴，政見等を掲載し，衆・参議院比例代表選出議員の選挙の場合は，政党等の名称，名簿登載者の氏名，経歴及び当選人となるべき順位等が掲載されます。

（配 布）

呉市では，新聞に折り込んで配布しています。新聞を購読されていない世帯などへは郵送しますので，市選挙管理委員会へご連絡ください。

また，各新聞販売店及び市役所，各支所などの公共施設にも置いておりますので，窓口へお申し出ください。

(カ) パンフレット・書籍（法 142 条の 2）

衆議院議員総選挙又は参議院議員通常選挙において、候補者届出政党又は衆議院・参議院名簿届出政党等は、国政に関する重要施策等を記載したパンフレット等又はその要旨等を記載したパンフレット等で、総務大臣に届け出たそれぞれ一種類を、選挙運動用ビラと同様の方法（新聞折込みを除く。）で頒布することができます。

(キ) インターネットを使った選挙運動（法 142 条の 3～142 条の 7）

有権者（次の※注に掲げる者を除く。）が選挙運動において「ウェブサイト等を利用する方法」すなわち、「インターネット等を利用する方法」のうち、電子メール以外の手段を利用することができます。

具体的には

- ① ウェブサイト（いわゆるホームページ）
- ② ブログ・掲示板
- ③ ソーシャルネットワーキングサービス（Facebook, X（旧 Twitter）等）
- ④ 動画共有サービス（YouTube, ニコニコ動画等）
- ⑤ 動画中継サイト（ニコニコ動画の生放送等）

といった現在供用されている手段はもちろん、今後現れる新しい手段も利用できます。

（電子メール（SMTP 方式及び電話番号方式）以外の通信方式を用いて、SNS のユーザー間でやり取りするメッセージ機能は、「ウェブサイト等」に含まれます。）。

候補者・政党等は、ウェブサイト等による選挙運動についての内容は有権者と同じですが、有権者との違いは、電子メールを利用した選挙運動ができるということです（氏名、電子メールアドレス等の表示義務・一定の記録の保存義務があり、また送信先については、自らアドレスを通知し、受信に同意した相手に限られるなどの制限があります。）。

※注 従前より選挙運動を禁止されている次の者

- ① 選挙事務関係者（投票管理者等）（法 135 条）
- ② 特定公務員（裁判官，検察官，警察官等）（法 136 条）
- ③ 18 歳未満の者（法 137 条の 2）
- ④ 選挙犯罪等により選挙権及び被選挙権を有しない者（法 137 条の 3）

については、インターネット選挙運動についても禁止されています。

なお、ウェブサイト等に掲載され、又は電子メールにより送信された文書図画であっても、それを紙に印刷して頒布することはできません。

インターネット選挙運動で政党・候補者・市民が「できること」「できないこと」

できること／できないこと		政党等	候補者	政党等・ 候補者以外 の者
ウェブサイト 等を用いた選 挙運動	ホームページ、ブログ等	○	○	○
	SNS（フェイスブック、X等）※1	○	○	○
	政策動画のネット配信	○	○	○
	政見放送のネット配信	△※2	△※2	△※2
電子メールを 用いた選挙運 動	選挙運動用メールの送信	○	○	×
	選挙運動用ビラ・ポスターを添付した電子メール の送信	○	○	×
	送信された選挙運動用電子メールの転送	△※3	△※3	×
ウェブサイト上に掲載・選挙運動用電子メールに添付された選挙 運動用ビラ・ポスターを紙に印刷して頒布（証紙なし）		×	×	×
ウェブサイト等・電子メールを用いた落選運動 ※4		○※5	○※5	○※5
ウェブサイト等・電子メールを用いた落選運動以外の政治活動		○※6	○※6	○※6
有料インター ネット広告	選挙運動用の広告	×	×	×
	選挙運動用ウェブサイトへ直接リンクする広告	○	×	×
	挨拶を目的とするする広告	×	×	×

※1 メッセージ機能を含む。

※2 放送事業者（著作隣接権者）の許諾があれば可。

※3 新たな送信者として、送信主体や送信先制限の要件を満たすことが必要。

※4 「落選運動」について(P55参照)

※5 規制されない。ただし、表示義務が課される。

※6 規制されない。

イ 文書図画の掲示（法 143 条・143 条の 2）

選挙運動のために掲示できる文書図画は、ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類でその他は一切掲示できず、掲示する場所、数量等の制限があります。

選挙事務所を廃止したり、自動車（船舶を含む。）の選挙運動を目的とした使用をやめたときは、直ちに撤去しなければなりません。

区分	使用場所	使用できる種類	規 格	使用個数
①	選挙事務所を表示するもの	ポスター、立札、看板の類	縦 3 5 0 ^{センチ} 以内 横 1 0 0 ^{センチ}	通じて 3 個以内
		ちょうちん	高さ 8 5 ^{センチ} 直径 4 5 ^{センチ} 以内	1 個
②	選挙運動用自動車等に取り付けるもの	ポスター、立札、看板の類	縦 2 7 3 ^{センチ} 以内 横 7 3 ^{センチ}	制限なし
		ちょうちん	高さ 8 5 ^{センチ} 直径 4 5 ^{センチ} 以内	1 個
③	候補者が使用するもの	たすき、胸章、腕章の類	制限なし	制限なし

※ 衆議院比例代表選出議員選挙においては①、②に限る。

個人演説会場で使用する場合は次の制限があります。

演説会が終了したときは直ちに撤去しなければなりません。

選挙の種類	使用場所	使用するもの	規 格	使用個数	備 考
衆議院小選挙区 選出議員 参議院選挙区 選出議員 都道府県知事 の選挙	演説会場内	ポスター、立札、看板及び映写等の類	制限なし	制限なし	
		ちょうちん	高さ 85 ^{センチ} 直径 45 ^{センチ} 以内	1 個	
	演説会場外	立札、看板の類	縦 273 ^{センチ} 以内 横 73 ^{センチ}	5 個	会場前に必ず1個設置し 選管発行の表示板貼付
その他の選挙	演説会場内	ポスター、立札、看板及び映写等の類	制限なし	制限なし	
		ちょうちん	高さ 85 ^{センチ} 直径 45 ^{センチ} 以内	1 個	会場の内・外のいずれか 1個
	演説会場外	ポスター、立札、看板の類	縦 273 ^{センチ} 以内 横 73 ^{センチ}	2 個	
		ちょうちん	高さ 85 ^{センチ} 直径 45 ^{センチ} 以内	1 個	会場の内・外のいずれか 1個

(7) 選挙運動用ポスター（法 143 条～144 条の 2、144 条の 4）

記載内容及び使用形態は特に定められていませんが、大きさは、衆議院議員選挙の候補者届出政党及び名簿届出政党等を除き、長さ 42 センチメートル、幅 30 センチメートル以内で、表面には、掲示責任者及び印刷者の氏名（法人にあってはその名称）及び住所を記載しなければなりません。

このポスターは、選挙事務所を表示する場合、自動車等や演説会場に掲示するほかは、ポスター掲示場以外の場所には掲示することができません。

衆議院議員選挙において候補者届出政党・名簿届出政党等が使用するもの及び参議院比例代表選出議員選挙において参議院名簿登載者が使用するものは、次の範囲内で作成することができますが、ポスター掲示場に掲示することはできません。

区 分	候補者届出政党 (衆議院小選挙区選出議員)	名簿届出政党等 (衆議院比例代表選出議員)	参議院名簿登載者 (参議院比例代表選出議員)
規格制限	85 × 60 セン		42 × 30 セン
制限枚数	都道府県ごとに 1,000 枚×当該都道府県における届出候補者数	選挙区ごとに 500 枚×当該選挙における名簿登載者数	名簿登載者一人につき 7 万 枚
記載条件	掲示責任者・印刷者の住所及び氏名＋候補者届出政党名	掲示責任者・印刷者の住所及び氏名＋名簿届出政党等名＋このポスターを表示する旨の記号	掲示責任者・印刷者の住所及び氏名＋名簿届出政党等名
証 紙	都道府県選挙管理委員会交付	中央選挙管理会交付	中央選挙管理会交付

なお、ポスターの作成に要する経費は、衆議院議員選挙における候補者届出政党・名簿届出政党等が使用するものを除き、一定限度の範囲内で公費負担されます。（令 110 条の 4、県条例、市条例）

●ポスター掲示場を設置する選挙

義務制……衆議院小選挙区選出議員，参議院選挙区選出議員，都道府県知事
任意制……県議会議員，市長，市議会議員

●ポスター掲示場の設置数

呉市の場合 621 箇所

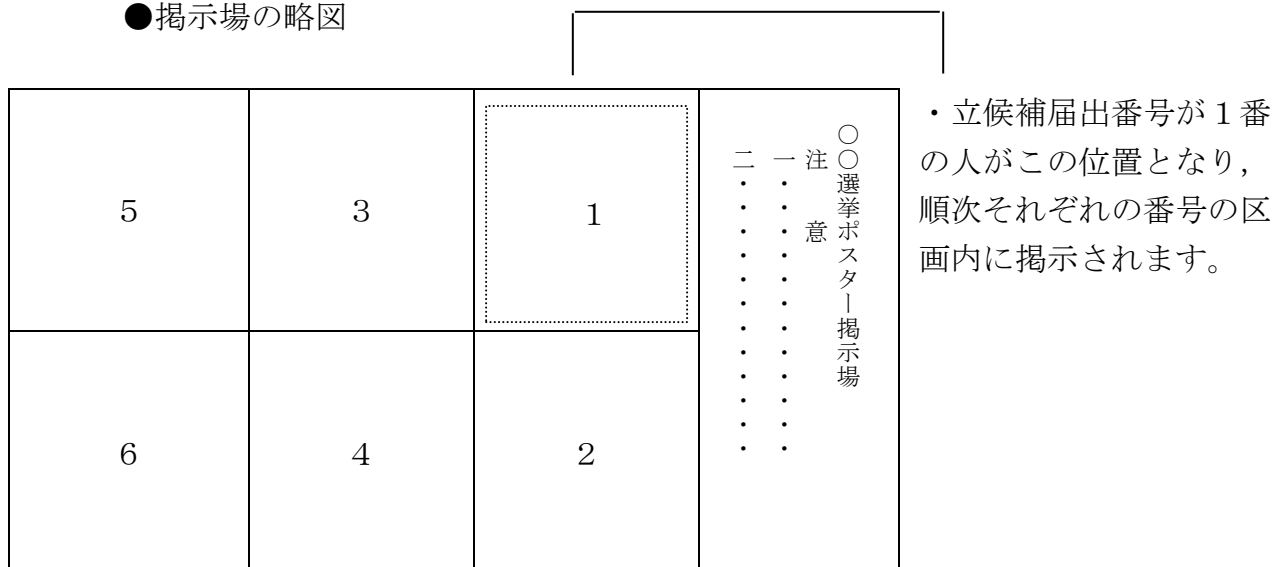
（有権者数等により変動する場合があります。）

● 掲示場でのポスターを掲示する箇所

ポスター掲示場には、各候補者が掲示する位置を示す番号が表示してあり、立候補届出番号と同一番号の区画内に 1 枚掲示することとなります。

したがって、各候補者の掲示する箇所は、立候補の届出が終了しないと確定しません。

● 掲示場の略図



○ポスター掲示場は、候補者以外の人には使用できません。

○掲示場を壊したり、ポスターを破ったりしますと罰せられます。

(イ) 個人演説会告知用ポスター（法 143 条）

衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員及び都道府県知事選挙の場合に限り、個人演説会告知用ポスターの使用が認められています。

記載内容は、個人演説会を周知するもので、表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載し、長さ 42 センチメートル、幅 10 センチメートルを超えてはならないが選挙運動用ポスターと合わせて作成することができ、掲示場所は、公営ポスター掲示場 1 箇所に 1 枚を掲示する以外は、一切掲示できません。

(4) 言論による選挙運動

言論による選挙運動は、視覚に働きかける文書図画による選挙運動とならんで、もっとも基本的な選挙運動の方法です。

いずれも立候補届出後、投票日の前日までしかできません。

ア 演説会

(7) 個人演説会（法 161 条～164 条）

候補者が、政見の発表や投票依頼などのために自ら開催する演説会で、回数について制限はありません。

○公営施設（学校、公民館、地方公共団体の管理する公会堂及び選挙管理委員会の指定する施設）を使用する場合は、市町村の選挙管理委員会に申し出なければなりません。また、同一施設 1 回に限り、使用料は無料となります。

○他の施設については、所有者又は管理者の承諾を得て使用することになります。

(イ) 政党演説会（法 161 条～163 条）

衆議院小選挙区選出議員選挙において、候補者届出政党は、政党演説会を自由に開催でき、回数に制限はありません。

なお、公営施設を使用する場合は、市町村の選挙管理委員会に申し出なければなりません。この場合、使用料は有料となります。

(ウ) 政党等演説会（法 161 条～163 条）

衆議院比例代表選出議員選挙において、名簿届出政党等は、政党等演説会を(イ)と同様に、開催することができます。

イ 街頭演説（法 140 条の 2・164 条の 5・164 条の 6・164 条の 7）

街頭又はこれに類似する場所（広場、公園、空き地等施設の構内ではない場所）で多数の聴衆がいる一定の範囲内に向かってする選挙運動のための演説をいい、次の規制があります。

○選挙管理委員会が交付する標旗を掲げ、その場所にとどまって行わなければなりません（衆議院議員選挙において、候補者届出政党又は名簿届出政党等が行う場合は、停止している選挙運動用自動車の車上等及びその周囲でなければ行うことができません。）。道路を歩行しながら、又は走行中の自動車の上からの演説は禁止されています。

○午前 8 時から午後 8 時までです。

○学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺では、静穏を保持するように努めなければなりません。



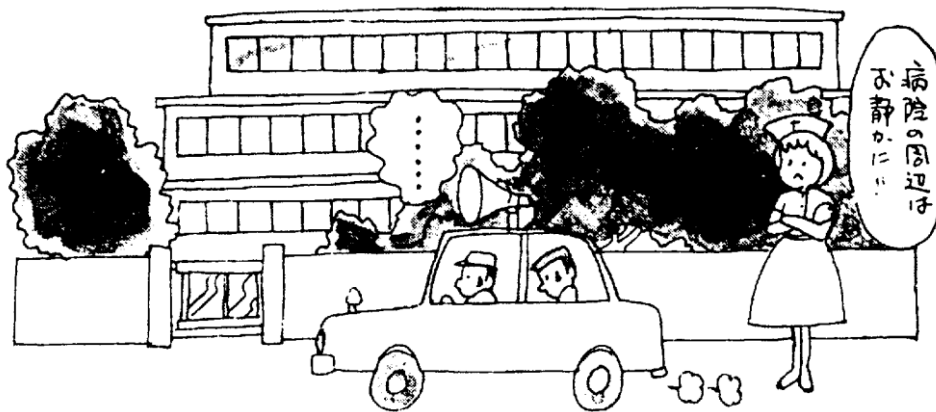
- 長時間、同一場所にとどまってすることのないように努めなければなりません。
- 運動員は、選挙管理委員会が交付する街頭演説用腕章、乗車用腕章を着用した人に限られます。人数は15人以内（衆議院議員選挙において、候補者届出政党又は名簿届出政党等が行う場合は、人数制限なし）です。

ウ 連呼行為（法 140 条の 2）

短時間に同一内容の短い文言を連続して繰り返し呼称するような、選挙運動のための連呼行為は、次の場合を除き禁止されています。

- 会場で行う場合
- 街頭演説（幕間演説）の場所で行う場合
- 午前8時から午後8時までの間、選挙運動用自動車等の上でする場合

なお、学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺では、静穏を保持するように努めなければなりません。



エ 政見放送等（法 150 条～151 条の 5）

衆議院議員、参議院議員、都道府県知事の選挙に限り認められており、テレビ又はラジオにより、政見を放送したり経歴の放送を行います。

オ その他の言論による選挙運動

他の目的でたまたまその場所に参集している者（映画、演劇等の幕間、青年団、女性会等の集会）に対して選挙運動のための演説をすることで、自由にすることができます。

個々面接

デパート、電車、バスの中、あるいは道路等でたまたま知人等に会ったとき、その機会を利用して選挙運動をするもので、自由に行うことができます。

電話による選挙運動

法律上制限がないので自由に行うことができます。

幕間演説

候補者、選挙運動員又は第三者が、映画などの幕間、青年団体などの会合、会社や工場の休憩時間などを利用して、選挙運動のための演説を行うことができます。

※聴衆が、他の目的のためにたまたま集まっているのであって、特に演説を聞くために集まっているのではないから個人演説会にならず、また、街頭で演説しているものでもないから、街頭演説にもなりません。

※幕間演説が自由だからといっても、あらかじめ聴衆を集めてもらっておき、そこに候補者が出向いて選挙運動のための演説をすることはできません。

(5) その他の選挙運動の制限

ア 選挙事務所に関する制限（法 130 条・131 条）

選挙事務所とは、特定の候補者の選挙運動に関する事務を取り扱う場所的設備をいいます。選挙事務所の設置は、候補者又はその推せん届出者及び候補者届出政党（衆議院小選挙区選出議員選挙の場合）、衆議院比例代表選出議員選挙の場合は名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員選挙の場合は名簿届出政党等及び参議院名簿登載者に限られ、推せん届出者が設置するときは、候補者の承諾を得なければなりません。

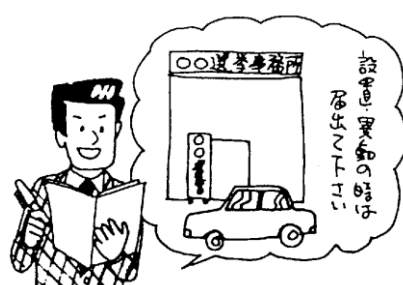
●選挙事務所の設置及び異動

○設置できる事務所の数は、原則として1か所ですが、広島県の場合は、次表のとおりです。

○設置又は異動したときは、選挙管理委員会に設置、異動届を提出しなければなりません。

○当該選挙事務所ごとに、1日に1回を超えて移動（廃止に伴う設置を含む。）することができません。

○衆議院議員、参議院議員及び都道府知事の選挙については、選挙管理委員会が交付する標札を事務所の入口に掲示しなければなりません。



選挙の種類	制 限 数
衆議院小選挙区 選 出 議 員	候補者1人につき 1 (候補者届出政党は選挙区ごとに1)
衆議院比例代表 選 出 議 員	都道府県ごとに 1

参議院比例代表 選 出 議 員	都道府県ごとに 1 参議院名簿登載者1人につき 1
参議院選挙区 選 出 議 員 県 知 事	候補者 1 人につき 2
県 議 会 議 員 市 長 市 議 会 議 員	候補者 1 人につき 1

イ 選挙運動用自動車に関する制限（法 141 条・141 条の 2）

選挙運動用自動車は、候補者 1 人について自動車 1 台に限り使用できます。また、衆議院議員選挙における候補者届出政党・名簿届出政党等及び参議院比例代表選出議員選挙における名簿登載者も一定限度の範囲で使用できます。この使用制限の確認のため、当該選挙を管理する選挙管理委員会が交付する表示物を掲示しなければなりません。

また、自動車については、一定の種類、構造のものしか使用できないものとされています。（衆議院議員選挙において、候補者届出政党・名簿届出政党等が使用するものには制限はありません。）

乗車できる人は、候補者、運転手（1 台に 1 人）、乗車用腕章を着けた運動員 4 人までです。

なお、自動車の使用に要する経費は、一定限度の範囲内で公費負担されます。（衆議院議員選挙における候補者届出政党・名簿届出政党等が使用するものを除く。）

ウ 戸別訪問の禁止（法 138 条）

何人も、選挙に関し、投票を依頼したり、又は投票を得させないように依頼したりする目的で、戸別訪問をすることができません。

また、以下の行為も禁止されています。

- ・戸別に、演説会の開催又は演説を行うことについて告知する行為
- ・戸別に、特定の候補者の氏名又は政党その他の政治団体の名称を言い歩く行為

エ 飲食物の提供の禁止（法 139 条）

何人も、いかなる名義であっても、選挙運動に関し、飲食物（湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を除く。）を提供することは原則できません。

(6) 参議院名簿における優先的に当選人となるべき候補者の選挙運動の制限

優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者については、参議院名簿登載者としての選挙運動である選挙事務所の設置、自動車の使用、通常葉書の頒布、ビラの頒布、立札及び看板の類の掲示、ポスターの掲示、個人演説会並びに街頭演説は、認められません。ただし、電子メールを利用する方法による文書図画の頒布は、参議院名簿届出政党等の文書図画の頒布とみなして、することができます。

13 政治活動

政治活動とは、政治上の目的をもって行われる一切の活動（選挙運動にわたる活動を含む。）すなわち、政治上の主義施策を推進し、支持し、もしくはこれに反対し、又は公職の候補者を推せんし、支持し、もしくは反対することを目的として行う直接間接の一切の行為を総称するものであるといわれています。

選挙運動にわたる政治活動は、法においては政治活動としてではなく、選挙運動としての規制を受けます。

（１）平常時における政治活動の規制（法 143 条）

選挙が行われない平常時における政治活動において、公職の候補者又は候補者となろうとする者の氏名（公職にある者を含む）又はその氏名が類推されるような事項を表示する文書図画及び後援団体の政治活動のために使用される後援団体の名称を表示する文書図画については、次に掲げるもの以外のものは掲示することができません。

ア 立札及び看板の類

大きさ…縦横それぞれ 150 センチメートル、40 センチメートル以内（足がついている場合は、足の部分を含める。）

数 量…候補者又は後援団体が政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において通じて 2 以内で、次表の総数の範囲内（両面使用の場合は 2 と数える。）

内 容…選挙運動にあたるものであってはならない（自分の写真を入れることも可能）。

選挙期間中に、立札及び看板などを新たに設置することはできません。また、

選挙期間前に掲示した立札及び看板の類であっても、選挙期間中は移動できません。

その他…選挙管理委員会発行の証紙を貼付する。

イ ポスター（連絡所、構成員であることを表示するステッカーを除く。）

政治活動用ポスター（ベニヤ板あるいはプラスチック板等を用いないで掲示するもの）で、その表面に、掲示責任者及び印刷者の氏名（法人にあってはその名称）及び住所を記載したもの

※ 任期満了による選挙の場合は任期満了日前6ヵ月から選挙期日までの間、それ以外の選挙の場合は解散の日又は選挙事由発生の告示をした日の翌日から選挙期日までの間は、政治活動用ポスターを、当該選挙区内に掲示することは禁止されています。

※ 大きさ及び枚数の制限はないが、社会通念上、極端に大きいもの、又は連続して多数掲示しているものは、選挙運動（事前運動）にみられる恐れがあります。また、単に顔写真と氏名のみの記載などでは、単なる売名目的のために使用しているとみられる恐れがあります。

ウ 政治活動のためにする演説会、講演会、研修会その他これらに類する集会の会場において当該演説会の開催中使用されるもの

・候補者等又は後援団体の立札・看板の類の総数（令110条の5）

選挙の種類	候補者等	同一の候補者等に係るすべての後援団体の合計で
衆議院小選挙区 選出議員	10	15
衆議院比例代表 選出議員	22 〔その選挙区の区域内の衆議院小選挙区数が 13を超えるときは、2ごとに2を加える。〕	33 〔その選挙区の区域内の衆議院小選挙区数が 13を超えるときは、2ごとに3を加える。〕
参議院比例代表 選出議員	100	150
参議院選挙区 選出議員 都道府県知事	12 〔その選挙区の区域内の衆議院小選挙区数が 2を超えるときは、2ごとに2を加える。〕	18 〔その選挙区の区域内の衆議院小選挙区数が 2を超えるときは、2ごとに3を加える。〕
都道府県議会議員	6	6
指定都市の長	10	10
市長（指定都市を除く） 市議会議員	6	6

（2）選挙時（選挙運動期間中）における政治活動の規則（法201条の5～201条の15）

選挙運動期間中（選挙期日の公示又は告示の日から選挙期日までの間）でも自由に行える政治活動

新聞（政党等の機関紙誌は除く）・雑誌・パンフレット、テレビ、ラジオ等による政治活動などは、選挙運動期間や平常時を問わず自由に行うことができます。

ア すべての選挙時に規制されない政治活動

新聞、雑誌、パンフレット、ラジオ、テレビ、インターネット等

イ 選挙時に規制される政治活動

衆議院議員、参議院議員、県知事、県議会議員、指定都市議会議員、市長選挙時において規制される政治活動

- ① 政談演説会・街頭政談演説の開催
- ② 政治活動用自動車（船舶）、拡声機の使用
- ③ 政治活動用ポスター・立札・看板の掲示
- ④ 政治活動用ビラの頒布
- ⑤ 選挙に関する報道評論を掲載した機関紙誌の頒布又は掲示
- ⑥ 政治活動のための連呼行為
- ⑦ 公共建物における文書図画の頒布
- ⑧ 掲示又は頒布する文書図画への候補者等の氏名又は氏名類推事項の記載
（新聞・雑誌・パンフレット、テレビ、ラジオ、インターネット等を除く）

※ただし、①～⑦については一定の要件を備える団体（確認団体）に限り、一定の範囲内で政治活動を行うことができます。また、衆議院選挙では、選挙運動として一定の活動が行えます。

市議会議員選挙（指定都市を除く。）時に規制される政治活動

- ① 政治活動のための連呼行為
- ② 公共建物における文書図画の頒布
- ③ 掲示又は頒布する文書図画の候補者等への氏名又は氏名類推事項の記載
（新聞・雑誌・パンフレット、テレビ、ラジオ、インターネット等を除く）

（３）脱法文書の制限（法 146 条）

選挙が間近になると、実際には選挙運動のために使用しながら、外形的には著述や演芸の広告、会社や商店の営業広告等のように装っている文書図画が頒布されたり、掲示される場合がしばしば見られます。

これらの文書図画を放任することは、選挙の公正を害することになるとともに、選挙運動用文書図画の頒布及び掲示についての厳重な規制もすべて無意味となるおそれがあります。そこで、公選法は、次に掲げる行為を禁止しています。

ア 禁止を免れる行為

何人も、選挙期間中は、著述、演芸等の広告その他いかなる名義をもってするを問わず、選挙運動用文書図画の頒布又は掲示の禁止を免れる行為として（つまり、選挙運動の目的で）、候補者の氏名若しくはシンボルマーク、政党その他の政治団体の名称又は候補者を推薦し、支持し若しくは反対する者の名を表示する文書図画を頒布し、又は掲示することができません。

イ 禁止を免れる行為とみなされるもの

選挙期間中、①候補者の氏名 ②政党その他の政治団体の名称 ③推薦届出者の氏名 ④選挙運動員の氏名 ⑤候補者と同一戸籍にある者の氏名を表示した年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状等の挨拶状を候補者の選挙区内に頒布し、又は掲示することは、選挙運動の目的の有無にかかわらず、アの禁止を免れる行為とみなされ、禁止されています。

（４）確認団体（法 201 条の 6～201 条の 9）

ア 確認団体の要件

選挙の種類		要件
a 参議院議員の選挙	通常選挙	全国を通じて所属候補者 10 人以上 (※1)
		比例代表選出議員選挙における 名簿届出政党等(※2)
	再選挙・補欠選挙	所属候補者 1 人以上
b 都道府県及び指定 都市の議会の議員 の選挙	一般選挙	選挙が行われる区域を通じて 所属候補者 3 人以上
	再選挙・補欠選挙・ 増員選挙	所属候補者 1 人以上
c 都道府県知事及び市長の選挙		所属候補者又は支援候補者(※3)を有 すること。

（注 1）参議院議員通常選挙の場合 ※1, ※2 の両方の要件を満たしている必要があります。

（注 2）「支援候補者(※3)」とは、立候補届出書において無所属として届けられた候補者で、政党その他の政治団体が推薦し、又は支持するものをいいます。

（注 3）確認書の交付申請先は、a の選挙が総務大臣、b 及び c の選挙が当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会です。

イ 確認団体のみが行うことができる政治活動

選挙の当日を除き、次の範囲内で政治活動を行うことができます。

選挙の種類 政治活動	参議院議員	都道府県 知 事	市 長	都道府県及び指定 都市の議会議員
政談演説会の 開催	衆議院小選挙区選出議員の1選挙区 ごとに1回		2 回	所属候補者数の4倍に相 当する回数
街頭政談演説の 開催	ア 午前8時から午後8時までの間 イ 政治活動用自動車で停車している車上及びその周囲			
政治活動用自動 車の使用	ア 通常選挙 6台 (所属候補者数が1 0人を超えるときは 5人ごとに1台を加 える。) イ 選挙・補欠選挙 1台	1 台	1 台	1台(所属候補者数が3 人を超えるときは5人ご とに1台を加える。)
拡声機の使用	ア 政談演説会の会場 イ 街頭政談演説(政談演説を含む。)の場所 ウ 政治活動用自動車の車上			
ポスターの掲示 長さ85㌢以 幅 60㌢内	ア 通常選挙, 比例代 表選出議員の再選 挙, 補欠選挙 70, 000枚 (所属候補者数が1 0を超えるときは 5人ごとに5, 0 00枚を加える。) イ 選挙区選出議員の 再選挙, 補欠選 挙, 比例代表選出 議員の選挙一部無 効による再選挙衆 議院小選挙区選出 議員の1選挙区ご とに500枚	衆議院小 選挙区選 出議員の 1選挙区 ごとに 500枚	1,000枚	1選挙区ごとに10 0枚(選挙区の所属 候補者数が1人を超 えるごとに50枚を 加える。)

選挙の種類 政治活動	参議院議員	都道府県 知 事	市 長	都道府県及び指定 都市の議会議員
ビラの頒布	3 種類	2 種類		
	散布にわたらない限り、手段、方法について格別の制限はない。 例ア 街頭で通行人に手渡す方法 イ 各戸の郵便受に配布する方法 ウ 新聞折込みや郵送による方法 等 ただし、各戸を訪問して頒布することは戸別訪問として違反になる場合が多い。			
立札・看板の類 の掲示	ア 政談演説会告知用のもの（会場ごとに通じて5） イ 政談演説会の会場内で使用するもの ウ 政治活動用自動車に取り付けて使用するもの エ 政党その他の政治団体の本部・支部の事務所で掲示するもの（確認団体以外の政治団体も禁止されない。）			
選挙に関する報道評論を掲載した政治団体の機関誌紙の頒布又は掲示	ア 確認団体の本部で直接発行する届出機関紙誌各1に限る。 イ 通常の方法で頒布し、総務大臣（または当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会）の指定する場所に掲示すること。 この場合、通常の方法とは、 (a) 引き続いて発行されている期間が6か月以上のものは、公・告示の日前6か月間において平常行われていた方法をいい、その間に行われた臨時又は特別の方法を含まない。 (b) 引き続いて発行されている期間が6か月に満たないものについては政談演説会場における頒布に限る。 ウ 選挙に関する報道評論を掲載した政治団体の機関紙誌の号外等は、一切禁止される。 エ 確認団体の届出機関紙誌の号外等で選挙に関する報道評論を掲載していないものでも、特定の候補者の氏名又は氏名類推事項を記載したものは、当該選挙区内における頒布又は掲示を禁止される。			
連呼行為	ア 原則として禁止される。 イ 政談演説会の会場、街頭政談演説の場所並びに午前8時から午後8時まで政治活動用自動車の上でできる。			
公共の建物における文書図画の頒布	ア 原則として禁止される。 イ 政談演説会の会場で頒布できる。			

(5) 落選運動

○公職選挙法における選挙運動とは、判例・実例によれば、特定の選挙において、特定の候補者（必ずしも1人の場合に限られない）の当選を目的として投票を得又は得させるために必要かつ有利な行為であるとされている。したがって、ある候補者の落選を目的とする行為であっても、それが他の候補者の当選を図ることを目的とするものであれば、選挙運動となる。ただし、何ら当選目的がなく、単に特定の候補者の落選のみを図る行為である場合には、選挙運動には当たらないと解されている。

○なお、一般論としては、一般的な論評に過ぎないと認められる行為は、選挙運動及び落選運動のいずれにも当たらないと考えられる。

14 寄附の禁止等

(1) 寄附の定義 (法 179 条)

寄附とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいいます。

地域の運動会・
スポーツ大会への
飲食物等の差入



お祭りへの
寄附・差入



町内会の集会・
旅行等の催物への
寸志・飲食物の差入



秘書等が代理で
出席する場合の
結婚祝・葬儀の香典



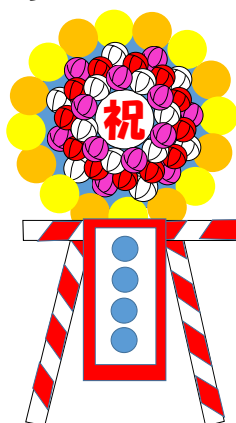
お歳暮・お年賀
お中元



入学祝・卒業祝



落成式・
開店祝等の
花輪



病気見舞



葬儀の花輪・
供花



(2) 寄附の禁止

公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下「公職の候補者等」といいます。）は、選挙に関する場合だけでなく、特定の場合を除き、選挙区内にある者に対し寄附をすることは全面的に禁止されています。

ア 国又は地方公共団体と特別の関係がある者の寄附の禁止（法 199 条）

国又は地方公共団体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙に関しては国との関係で、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関しては当該地方公共団体との関係で、請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者は、当該選挙に関し寄附をすることはできません。

また、国又は地方公共団体が行う利子補給の対象となって融資を受けている会社その他の法人は、選挙に関し寄附はできません。

イ 公職の候補者等の寄附の禁止（法 199 条の 2）

公職の候補者等が選挙区内にある者(※)に対して寄附をすることは、選挙に関するか否かを問わずいかなる名義をもってするものであっても、次の場合を除きすべて禁止されており、処罰の対象となります。

- ※ その区域内に住所または居住を有する者だけでなく、一時的な滞在者も含み、自然人、法人だけでなく、人格のない社団や地方公共団体も含むと解されている。
- ・ 政党その他政治団体若しくはその支部に対する寄附（自己の後援団体に対して、※一定期間にされるものは除く。）
- ・ 親族（6 親等以内の血族、配偶者及び 3 親等以内の姻族）に対する寄附
- ・ 政治教育のための集会に関する実費の補償としてする寄附（食事や食料の提供は除く。また、※一定期間にされるものは除く。）

ただし、公職の候補者等本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀、葬式や通夜における香典は、選挙に関してなされた場合や通常一般の社交の程度を超えている場合を除き、処罰の対象からは除かれます。（法 249 条の 2）

なお、公職の候補者等以外の者が、公職の候補者等名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。

※一定期間とは、任期満了日前 90 日から選挙期日までの間をいいます。任期満了以外の選挙については、解散の日又は選挙事由発生の告示をした日の翌日から選挙期日までの間をいいます。ただし、法令により特別の定めをする場合があります（例：統一地方選挙）。（法 199 条の 5）

ウ 公職の候補者等の関係会社などの寄附の禁止（法 199 条の 3）

公職の候補者等が役職員又は構成員である会社その他法人（NPO、農業協同組合、医療法人等）又は団体が、公職の候補者等の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で、選挙区内にある者に対して寄附をすることは、いかなる名義をもってするものであっても、次の場合を除きすべて禁止されており、処罰の対象となります。

（例えば、「丙川商事株式会社社長 甲山乙夫」）

- ・ 政党その他の政治団体又はその支部に対する寄附

エ 公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止（法 199 条の 4）

公職の候補者等の氏名が表示され又は氏名が類推されるような名称が表示されている会社その他法人又は団体が、当該選挙に関し、選挙区内にある者に対して寄附をすることは、いかなる名義をもってするものであっても、次の場合を除きすべて禁止されており、処罰の対象となります。

- ・ 政党その他の政治団体又はその支部に対する寄附
- ・ 当該公職の候補者等に対する寄附

オ 後援団体の寄附等の禁止（法 199 条の 5）

後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対して花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出すなどの寄附をすることは、次の場合を除きすべて禁止されており、処罰の対象となります。

- ・ 政党その他の政治団体又はその支部に対する寄附
- ・ 当該公職の候補者等に対する寄附
- ・ 後援団体はその団体の設立目的により行う行事又は事業に関しする寄附（花輪、供花、香典、祝儀その他これに類するものと※一定期間（※前出イと同じ）にされるものは除く。）

後援団体の総会その他の集会又は見学その他の行事においては、※一定期間（※前出イと同じ）、当該選挙区内にある者に対し、選挙に関するか否かにかかわらず、饗応接待又は金銭もしくは記念品その他の物品を供与することはできません。

カ 寄附の勧誘，要求等の禁止（法 200 条）

公職の候補者等に対し，寄附を出すように勧誘や要求をすることも禁止されており，公職の候補者等を威迫しあるいは公職の候補者等の当選又は被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰の対象となります。

公職の候補者等名義の寄附を求めることも禁止され，威迫して求めると処罰の対象となります

キ 政治資金規正法における寄附の制限（規 21 条・21 条の 2・21 条の 3・22 条）

政治活動に関する寄附については，次のような政治資金規正法による制限もあります。

寄附者 受領者		個人		公職の候補者等		会社・労働組合等の 団体		政治団体			
		総枠制限	個別制限	総枠制限	個別制限	総枠制限	個別制限	政党	政治資金 団体	資金管理 団体	その他
								総枠制限・個別制限			
政治団体	政党	(A枠) 年間 2,000 万円 以内 ※注 1 参照	制限なし	(A枠) 年間 2,000 万円 以内 ※注 1 参照	制限なし	資本金・組 合員数等に 応じて 年間 750万円 以内～ 年間 1億円以内	制限なし	制限なし			
	政治資金団体										
	資金管理団体	(B枠) 年間 1,000 万円 以内 ※注 1 参照	年間 150 万円 以内	(B枠) 年間 1,000 万円 以内 ※注 1 参照	制限なし ※注3参照	禁止 ※注 2 参照	禁止 ※注 2 参照	同一の政治団体 に対し 年間 5,000万円以内 (総枠制限はなし)			
	その他の政治団体				年間 150 万円 以内						
政治家個人		注 4 参照		注 4 参照				注 4 参照			

注) 1 総枠制限における A 枠（政党・政治資金団体に対する寄附）と B 枠（政党・政治資金団体以外に対する寄附）は互いに流用することができません。A 枠と B 枠の範囲内であれば，それぞれ限度額まで寄附をすることができます。

2 会社・労働組合等の団体が政治団体の構成員として負担する党費又は会費は寄附とみなされます。したがって，資金管理団体及びその他の政治団体は，会社・労働組合等の団体からの党費又は会費を受けることはできません。

- 3 特定寄附（公職の候補者が政党から受けた寄附をその資金管理団体に対してする寄附）及び自らの資金管理団体に対してする歳費等の自己資金による寄附に限ります。（それ以外は、その他の政治団体と同様）
- 4 政党以外の政治家個人への金銭等による寄附は禁止されています。（選挙運動に関するものは金銭等による寄附も可能です。）（法 199 条の 2, 199 条の 5）

金銭等によらない寄附とは、物品に限らず、また、有体物、無体物のいかなを問わないものであり、電気、熱、光等はもちろん、債務の免除、物品等の無償貸与、労務の無償提供等もこれに該当するものと解されています。

酒や花については金銭等によらない寄附として、政治活動に関するものであっても許容されることとなります。ただし、選挙運動に関して飲食物である酒の提供はできません。
- 5 遺贈によってする寄附については、総枠制限及び個別制限はありません。

（法 199 条の 2）

政治家が選挙区内にある者に対して寄附することは、政治団体に対するものなどを除き、禁止されています。

（法 199 条の 5）

政治家は、選挙前一定期間、自己の後援団体に寄附することが禁止されていますが、自らの資金団体に対してする寄附は、差し支えありません。

ク 政治資金パーティー

（7）政治資金パーティーとは（規 8 条の 2）

政治資金パーティーとは、「対価を徴収して行われる催物で、当該催物の対価に係る収入の金額から当該催物に要する経費の金額を差し引いた残額を当該催物を開催した者又はその者以外の者の政治活動（選挙運動を含む。これらの者が政治団体である場合には、その活動）に関し支出することとされているもの」

一方、このような目的を持たない催物（例えば政治団体の定期総会など）は、政治資金パーティーに該当しないことになります。政治資金パーティーの対価の支払を受けること（パーティー券の販売）は通常、事業収入であり、寄附ではありません。ただし、パーティー券が著しく高額であったり、出席の意思がないのに寄附代わりに購入した場合などは、事実上寄附と見なされる可能性もあるので、注意する必要があります。

なお、政治資金パーティーのうち、その対価に係る収入が 1, 0 0 0 万円以上であるものを「特定パーティー」といいます。

（イ）政治資金パーティーの開催主体（規 8 条の 2）

政治資金パーティーは政治団体によって開催されるようにしなければなりません。

なお、政治団体以外の者が特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを開催するときは、この者は政治団体とみなされ、会計帳簿の備え付け、設

立届・異動届等の届出書の提出，当該パーティーにかかる収支報告書の提出等，政治団体に準じた各種制限が課されることとなります。ただし，政治活動に関する寄附の規定については，政治団体とはみなされず，その他の団体と同じ取扱いとなります（総枠・個別の寄附制限の適用があります。）。

(ウ) 政治資金パーティーの対価の支払額の制限等（規 22 条の 8）

a 政治資金パーティーの対価の支払及び收受額の制限

政治資金パーティーを開催する者は，一つの政治資金パーティーにつき，同一の者から 150 万円を超えて対価の支払を受けてはなりません。また，対価の支払をする者も同様の制限を受けます。

b 匿名等の対価の支払及び收受の制限

何人も本人の名義以外の名義又は匿名で，政治資金パーティーの対価の支払をしてはなりません。またこれを受けてもいけません。

c 政治資金パーティーの対価の支払である旨の通知（政治資金規正法施行規則 39 条）

政治資金パーティーを開催する者は，その対価の支払を受けるに際し，支払者に対して「この催物は，政治資金規正法第 8 条の 2 に規定する政治資金パーティーです。」という文言を載せた書面により，あらかじめ告知しなければなりません。

《政治団体の種類及び定義》

(1) 政治団体とは次のような団体をいいます。（規 3 条）

- ア 政治上の主義，施策の推進・支持・反対を本来の目的とする団体（政党等）
- イ 特定の公職の候補者の推薦・支持・反対を本来の目的とする団体（後援会）
- ウ 次に掲げる活動をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体
 - ・政治上の主義，施策の推進・支持・反対
 - ・特定の公職の候補者の推薦・支持・反対

(2) 政治団体とみなされる団体には次のものがあります。（規 5 条）

- ア 政治上の主義又は施策を研究する団体で国会議員が主宰又は主要な構成員であるもの
- イ 政治資金団体（政党のために資金上の援助を目的とする団体で，政党が総務大臣に届け出たもの）

政治団体の種類

政党	次のいずれかにあてはまる政治団体 ① 所属国会議員が 5 人以上 ② 前回の衆議院議員総選挙（小選挙区・比例代表）、前回又は前々回の参議院議員通常選挙（比例代表・選挙区）のいずれかの全国を通じた得票率が 2 % 以上	
政治資金団体	政党のために資金を援助することを目的とし、政党が指定した団体	
その他の政治団体	政党・政治資金団体以外の政治団体（主義主張団体、推薦団体、後援団体、特定パーティー開催団体等）	
	資金管理団体	公職の候補者が、その者が代表者である政治団体のうちから、一の政治団体をその者のために政治資金の搬出を受けるべき政治団体として指定したもの

国会議員関係政治団体

国会議員関係政治団体	次の①②の政治団体（ただし、政党、政治資金団体及びいわゆる政策研究団体以外）及び③ ① 国会議員に係る公職の候補者が代表者である政治団体 ② 租税特別措置法第 4 1 条の 1 8 第 1 項第 4 号に該当する政治団体（いわゆる寄附金控除制度の適用を受ける政治団体）のうち、特定の国会議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体 ③ 政党の支部で、国会議員に係る選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、国会議員に係る公職の候補者が代表であるもの なお、「国会議員に係る公職の候補者」には、現に国会議員の職にある者及び国会議員に係る公職の候補者になろうとする者を含みます。
------------	---

(3) あいさつ状等の禁止

ア 年賀状等のあいさつ状の禁止（法 147 条の 2）

公職の候補者等は，選挙区内にある者に対し，答礼のための自筆によるものを除き，年賀状，暑中見舞状などの時候のあいさつ状（電報なども含まれます。）を出すことは禁止されています（一方，インターネットのホームページに掲載する方法や電子メールを送信する方法によるあいさつは，文書図画には該当しますが「あいさつ状」に該当しないことから，禁止されるものではありません。）。

イ 挨拶を目的とする有料広告の禁止（法 152 条）

公職の候補者等や後援団体（いわゆる後援会）が，選挙区内にある者に対するあいさつを目的として，新聞，雑誌，テレビ，ラジオなどにより，有料の広告（いわゆる名刺広告など）を出すと処罰の対象となります。

なお，公職の候補者等や後援団体に対し，あいさつを目的とする有料の広告を求めることも禁止されており，威迫して求めると処罰の対象となります。